

## 注釈関係資料(データ編)



# 目 次

## 序章 若者の「社会的・職業的自立」や「学校から社会・職業への移行」を巡る経緯と現状

### 我が国の産業構造や就業構造の変化

産業別就業者数及び構成割合の推移	121
名目GDPに占める産業別割合の推移	121
職業別就業者数及び構成割合の推移	122
産業別労働者の過不足状況判断（D. I.）	122
職種別労働者の過不足状況判断（D. I.）	123
将来的な雇用ニーズに関する提言等	123
新規求人倍率の推移	124
技能者の過不足状況	124
各学校卒業者の就職者数の推移	125
就職率の推移（学校種別）	125
就職者の全体構成の推移（学校種別）	126
職業別就職者数の推移（学校種別）	126
若年者の失業率、非正規雇用率の推移	127
雇用形態別雇用者数の推移	127
若年無業者・フリーターの数の推移	128
新規学卒就職者の3年以内の離職率の推移	128
学生の就職採用活動の概要	129
新規高等学校卒業者の就職に関する仕組み（平成23年度）	129
人材育成に関する問題があるとする事業所及び問題点の内訳	130
職業教育訓練（O F F - J T）を受講した労働者の比率（雇用形態別）	130
中途採用者の採用の際に企業が重視するもの	131
労働者が自己啓発を行った理由	131
社会人入学者数の推移（大学院）	132
社会人入学者数の推移（大学）	132
社会人入学者数の推移（短期大学）	133
社会人受け入れ状況の推移（専修学校）	133
20～24歳（在学者を除く）における正規雇用者比率の推移（男女別）	134
女性のライフステージの変化に応じた働き方の希望と現状	134

## 学校制度や学校教育における職業に関する教育の現状

職業に関する学校教育の経緯（高等教育を中心に）	135
日本の学校系統	136
大正8年の学校系統	137
各学校種の主な制度	137
後期中等教育、高等教育機関の学校数、学生・生徒数等の状況	138
高等学校の卒業者数・進路状況の推移	138
大学・短期大学・高等専門学校の制度創設の経緯	139
専修学校の制度創設の経緯	139
高等学校の生徒数・高等学校への進学率の推移	140
18歳人口及び高等教育機関への入学者数・進学率等の推移	140
高等学校の学科別生徒数の構成割合の推移	141
18歳人口の分布図の推移（推計）	141
大学1年生が職業を意識した時期	142
新規高等学校卒業者の学科別就職状況の推移（各年度3月末時点）	142
学歴別の正社員割合	143
現在行っている学習と将来の仕事との関連に関する子どもの意識（中学生）	143
現在行っている学習と将来の仕事との関連に関する子どもの意識（高校生）	144
働くことに関する高校生の気掛かり	144
職業を離職した理由	145

## 社会全体を通じた職業に関する教育に対する認識

高等学校のキャリア教育・進路指導に対する生徒・保護者の要望	145
-------------------------------	-----

## 子ども・若者の変化

高校生が目指している人やあこがれている人の有無	146
進路を考える時の高校生の気持ち	146
各学校段階における卒業者・中途退学者の状況（一部推計）	147
子ども・若者育成支援推進法について	147

## 教育基本法等の改正と教育振興基本計画

教育の目的・目標規定	148
------------	-----

## 第1章 キャリア教育・職業教育の課題と基本的方向性

### キャリア教育・職業教育の方向性を考える上での視点

「生きる力」 .....	148
「学士力」 .....	149
「人間力」 .....	149
「社会人基礎力」 .....	150
「就職基礎能力」 .....	150
新規採用にあたって重視する点 .....	151
今後求められる人材養成の方向性に関する提言等 .....	151
技術者に求められる能力 .....	152
「キャリア発達にかかわる諸能力（例）」と「基礎的・汎用的能力」の対応関係 .....	152

## 第2章 発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実方策

### キャリア教育の充実に関する基本的な考え方

企業の人材水準への評価（学歴別） .....	153
高等学校を中途退学する理由 .....	153

### キャリア教育の充実方策

高等学校におけるキャリア教育の取組状況 .....	154
大学におけるキャリア教育の取組状況 .....	154
最近の学生相談の内容 .....	155
生徒・学生の労働者の権利に関する知識の理解状況 .....	155
職場体験活動（中学校）・就業体験活動（高等学校）の効果 .....	156
公立中学校における職場体験活動の実施状況 .....	156
中学校における職場体験活動の課題 .....	157
高等学校において就業体験活動を実施しない理由 .....	158
大学等の認証評価について .....	158
大学・専修学校における情報の公表に関する取組の状況 .....	159

### 各学校段階における推進のポイント

小学校・中学校・高等学校におけるキャリア発達 .....	159
中学校のキャリア教育・進路指導に対する生徒・保護者の期待 .....	160

### 第3章 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

#### 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の課題

中学校卒業者の進路状況（平成22年3月） .....	160
後期中等教育段階の学校数の推移（学校種別） .....	161
後期中等教育段階の生徒数の推移（学校種別） .....	161
高等学校制度の概要 .....	162
高等学校の学科数・生徒数（学科別） .....	162
高等学校卒業者の進路別の割合（学科別）（平成22年3月）.....	163
高等学校の学科数の推移（学科別） .....	163
専修学校高等課程（高等専修学校）の制度の概要 .....	164
専修学校高等課程（高等専修学校）の学科数・生徒数（学科別） .....	164

#### 高等学校におけるキャリア教育・職業教育の充実

進路選択に関する高校生の気掛かり .....	165
進路を選択するときの悩み（職業を意識した時期別） .....	165
大学への進学理由（職業を意識した時期別） .....	166
大学生の職業に関する意識（職業を意識した時期別） .....	166
高等学校に入学した動機（学科別） .....	167
「産業社会と人間」の概要 .....	167
「産業社会と人間」で実施している教育活動 .....	168
「産業社会と人間」を実施したことによる成果 .....	168
「産業社会と人間」と関連付けて実施している教科・科目等 .....	169
「産業社会と人間」の指導体制 .....	170
「産業社会と人間」を実施することの意義 .....	170
公立高等学校における就業体験活動の実施状況 .....	171
高等学校在学時に実施してほしかった体験活動（学科別） .....	172
高等学校における就業体験活動の効果（実施期間別） .....	172
公立高等学校の普通科における職業教科の開設状況 .....	173
高等学校卒業者の職業別就職割合（学科別）（昭和45年3月）.....	173
高等学校卒業者の職業別就職割合（学科別）（平成22年3月）.....	174
高等学校卒業者の産業別就職割合（学科別）（昭和45年3月）.....	174
高等学校卒業者の産業別就職割合（学科別）（平成22年3月）.....	175
高等学校卒業者の就職率（都道府県別）（平成22年3月）.....	175
大学における専門高校・総合学科卒業生入試の実施状況 .....	176

特別非常勤講師制度	176
特別免許状制度	177
総合学科を導入したことによる成果	177
総合学科で学ぶことへの満足度	178
総合学科の課題	179
総合学科の特色についての生徒の認識	180
総合学科に満足している点	180

## 専門的な知識・技能の高度化への対応と、高等学校（特に専門学科）・特別支援学校制度の改善の方向性

高等学校専攻科の概要	181
------------	-----

## **第4章 高等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策**

### 高等教育におけるキャリア教育・職業教育の課題

大学の学校数及び学生数の変遷、大学の学科別学生割合（平成22年3月）	181
短期大学の学校数及び学生数の変遷、短期大学の学科別学生割合（平成22年3月）	182
高等専門学校の学校数及び学生数の変遷、高等専門学校の学科別学生割合 (平成22年3月)	182
専門学校の学校数及び生徒数の変遷、専門学校の学科別生徒割合（平成22年3月）	183
大学の関係学科別進路別卒業者割合（平成22年3月）	183
短期大学の関係学科別進路別卒業者割合（平成22年3月）	184
高等専門学校の進路別卒業者割合（平成22年3月）	184
専門学校の学科別卒業者割合（平成21年度間）、専門学校の大学への編入学者割合 (平成22年度)	185
大学の関係学科別産業別就職者割合（平成22年3月）	185
大学の関係学科別職業別就職者割合（平成22年3月）	186
短期大学の関係学科別産業別就職者割合（平成22年3月）	186
短期大学の関係学科別職業別就職者割合（平成22年3月）	187
高等専門学校の関係学科別産業別就職者割合（平成22年3月）	187
高等専門学校の関係学科別職業別就職者割合（平成22年3月）	188
専門学校の関係学科別産業別就職者割合（平成20年度）	188
専門学校の関係学科別職業別就職者割合（平成20年度）	189
大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、高等学校の卒業者の産業別就職者数	189

## 高等教育におけるキャリア教育の充実

高等教育段階の中途退学者の現状.....	190
高等専門学校卒業生の資質・能力に対する評価 .....	190
専門学校卒業生に対する評価 .....	191

## 高等教育における職業教育の充実

大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の各分野の具体例及び関連する資格例.....	191
主な資格の取得要件、学校種別養成施設数等 .....	194
大学（学部）における職業意識・能力の形成を目的とした教育の実施状況 (平成20年度) .....	198
短期大学における職業意識・能力の形成を目的とした教育の実施状況（平成20年度） .....	198
職場体験・インターンシップの実施状況.....	199
大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合 .....	199
専門学校の各分野別の講義、実習、企業内実習の割合 .....	200
大学生が受けた授業の形態別割合（4年以上） .....	201
産学人材育成パートナーシップ .....	201
履修証明制度の概要 .....	202
高等専門学校教育の充実について .....	202
専門学校の専門分野別教員（本務及び兼務）実務経験年数割合 .....	203
専門学校卒業生の採用理由と育成方針、専門学校教育に対する期待 .....	203
専修学校の第三者評価の例.....	204

## 職業実践的な教育に特化した枠組みについて

我が国の企業等における中堅人材の人材ニーズに関する調査研究.....	204
職業能力開発促進法に定められる職業能力開発施設 .....	205
高等学校卒業者等を対象とする職業能力開発大学校・短期大学校.....	205
職業能力開発大学校・短期大学校の学科・実技の割合 .....	206
大学（理工学部電子工学科）のカリキュラム例 .....	206
短期大学（児童教育学科）のカリキュラム例 .....	207
高等専門学校（機械工学科）のカリキュラム例 .....	207
専門学校（理学療法学科）のカリキュラム例 .....	208
専門学校（情報システム科）のカリキュラム例 .....	208
職業能力開発短期大学校（生産技術科）のカリキュラム例.....	209
職業能力開発大学校（生産機械システム技術科）のカリキュラム例.....	209
職業能力開発短期大学校（観光ビジネス科）のカリキュラム例 .....	210

気象大学校のカリキュラム例 .....	210
旧制実業専門学校におけるカリキュラムの例 .....	211
専修学校における新任教員研修について .....	211
イギリスの大学教員の教育能力証明を取得する課程について～P G C H E (Postgraduate Certificate in Higher Education)～ .....	212
大学（学部）の組織・運営体制（例） .....	212
専門学校の組織・運営体制（例） .....	214

## **第5章 生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の充実方策**

### 学校から社会・職業へ移行した後の学習者に対する支援方策

科目等履修制度の概要 .....	214
------------------	-----

### 中途退学者や無業者等のキャリア形成のための支援方策

中途退学後の就業状態の類型 .....	215
---------------------	-----

### 職業に関する生涯にわたる学習を支える基盤の形成

諸外国における職業教育及び資格枠組みの動向 .....	215
イギリス（イングランド）における職業資格と学位等の資格枠組み（2002.9～） .....	217
イギリス（イングランド）における新しい資格枠組み（QCF）について .....	218
Qualifications and Credit Framework (QCF) の資格例 .....	218
新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～【日本版N V Q関連部分 抜粋】 .....	219

## **第6章 キャリア教育・職業教育の充実のための様々な連携の在り方**

### 産業界等との連携

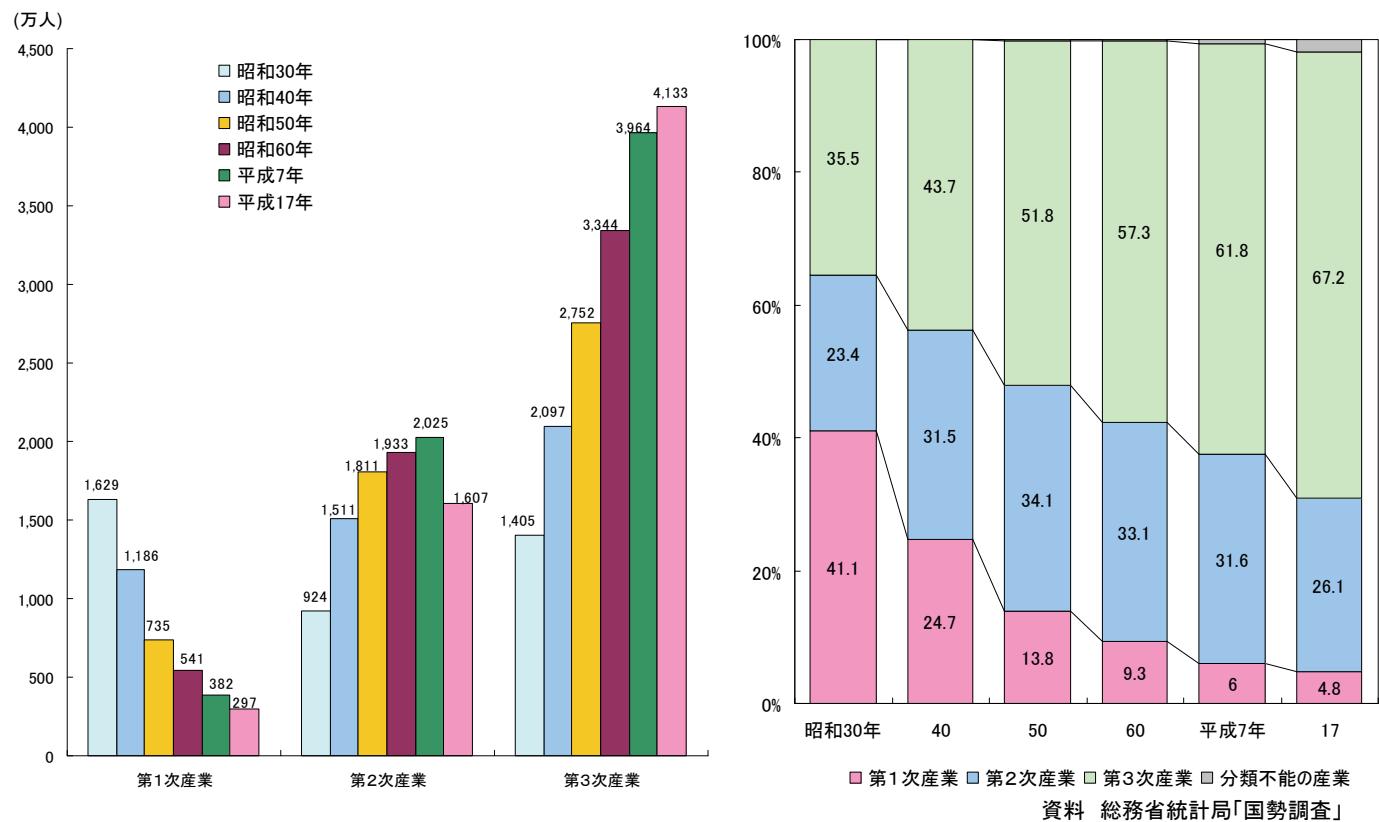
企業が教育支援活動を行わない理由 .....	219
------------------------	-----

※ 各資料中、資料原典の記載がないものは、法令や各種資料に基づき、文部科学省が作成。



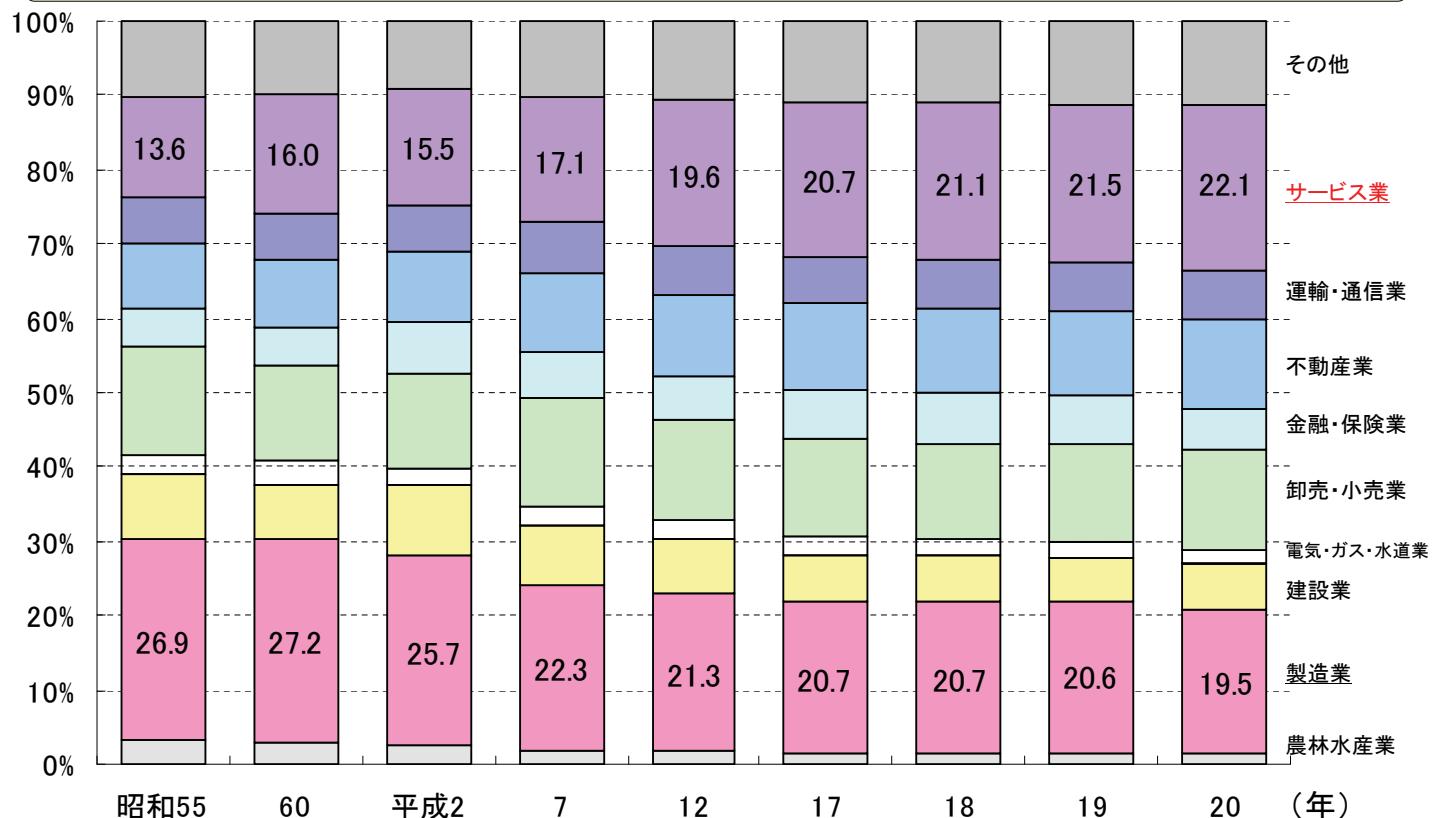
## 産業別就業者数及び構成割合の推移

第1次産業は大幅に減少。第2次産業は増加傾向から減少に転じている。  
第3次産業は一貫して上昇傾向



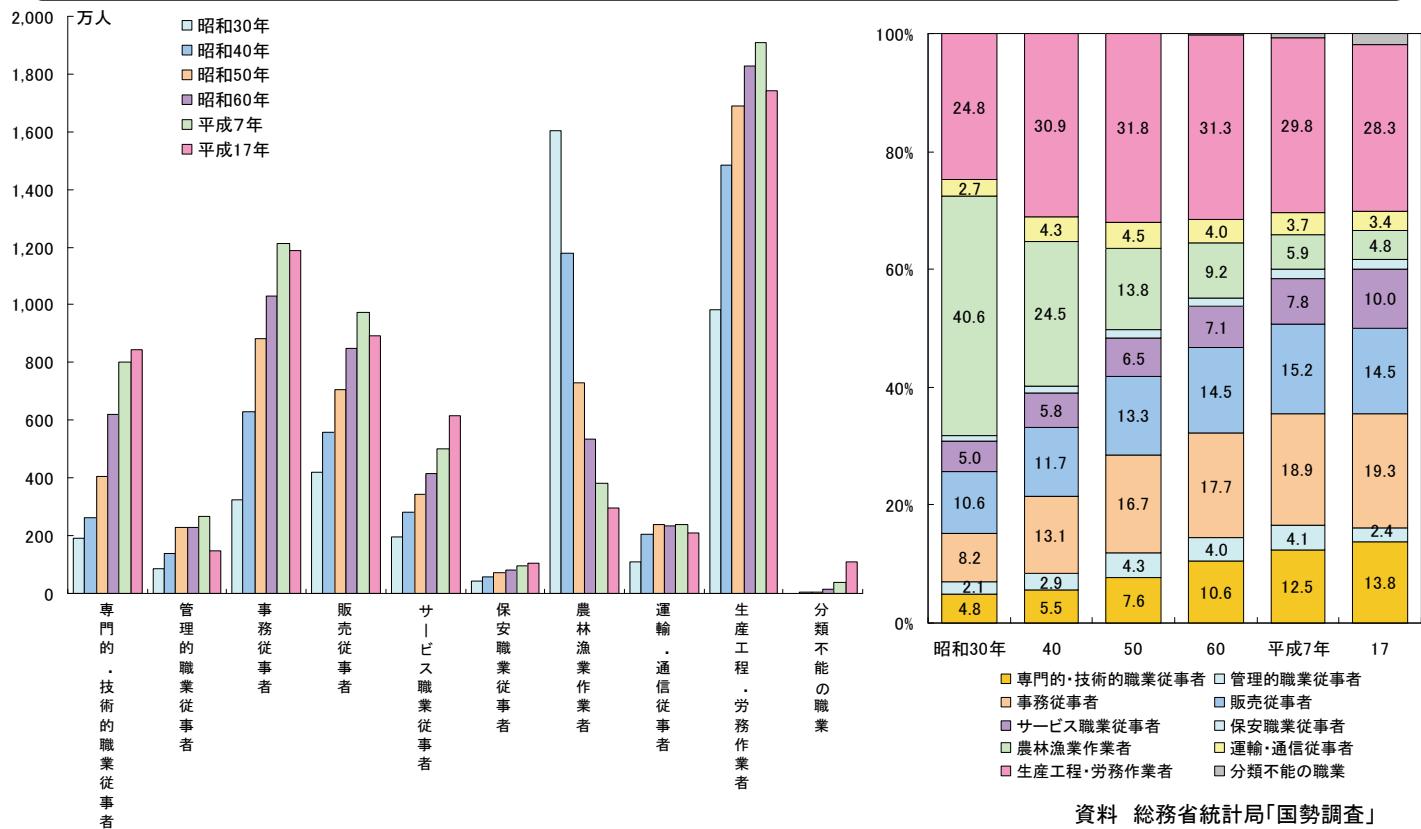
## 名目GDPに占める産業別割合の推移

経済のサービス化の進展など産業構造が変化



# 職業別就業者数及び構成割合の推移

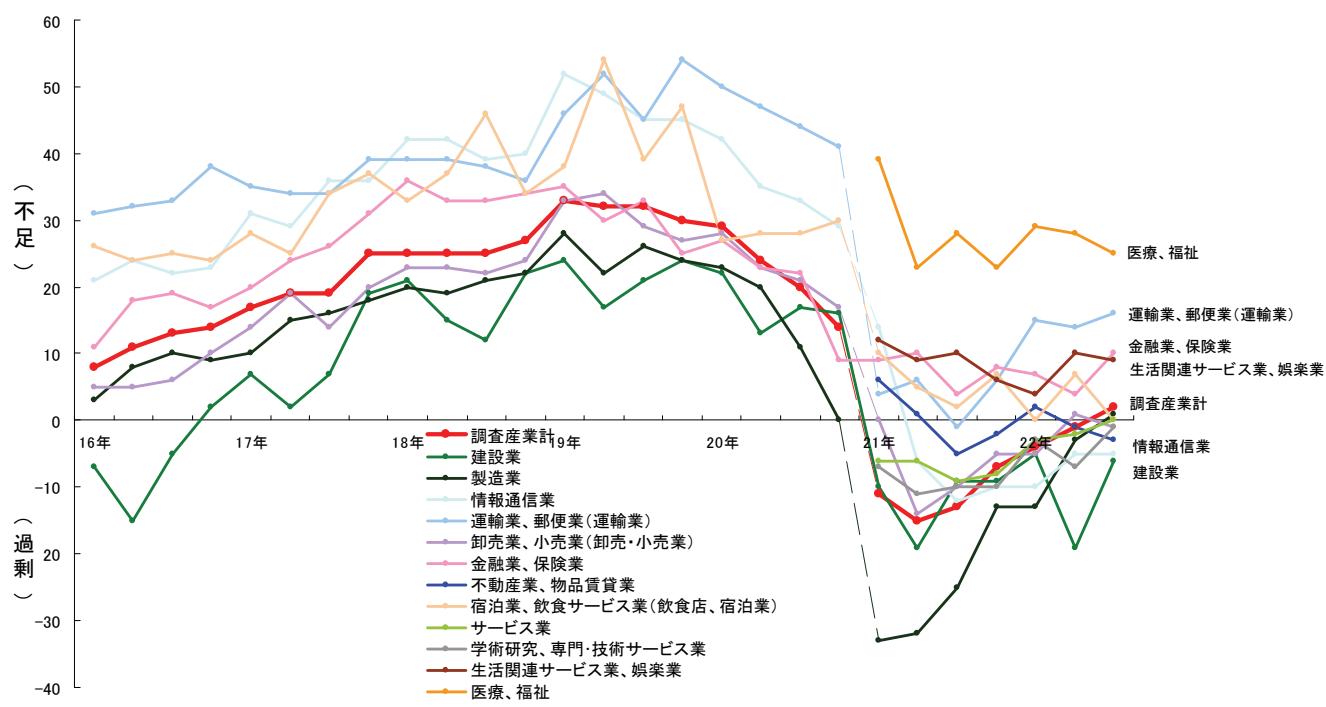
農林漁業作業者が大幅に減少。専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者が一貫して上昇傾向。  
生産工程・労務作業者はかつて大幅に上昇したが、近年は減少



資料 総務省統計局「国勢調査」

## 産業別労働者の過不足状況判断(D. I.)

平成22年8月現在では、医療・福祉、運輸業・郵便業、金融業・保険業などの業種で労働者が不足。  
情報通信業や建設業で労働者が過剰



(注) 常用労働者の数値。

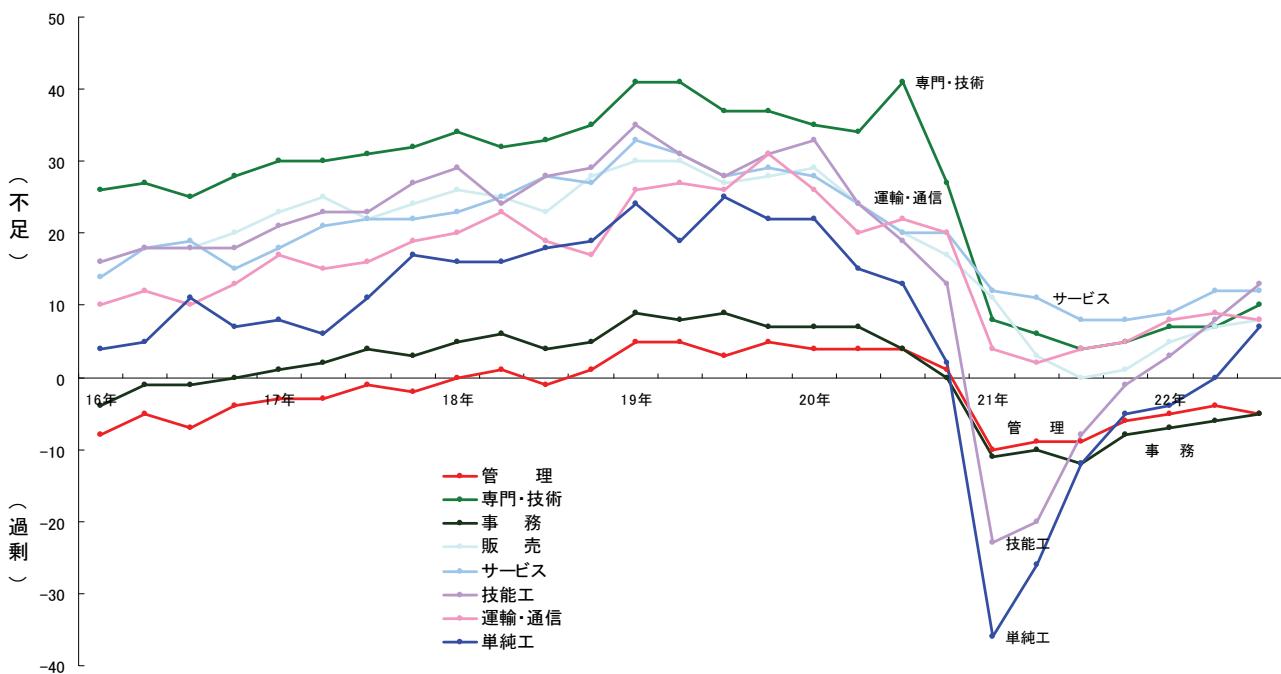
・「労働者過不足判断D. I.」とは、不足と回答した事業所の割合から過剰と回答した事業所の割合を差し引いた値。

・日本標準産業分類の改定(平成19年11月)に伴い、平成21年調査から新産業分類に基づき、産業分類を変更したため、一部、平成20年11月調査と平成21年2月調査とは接続しない。(点線部)

資料:厚生労働省「労働経済動向調査」

# 職種別労働者の過不足状況判断(D. I.)

職種別では、平成22年8月現在、サービスや運輸・通信、専門・技術の職種が不足。事務職や管理職が過剰。長期的には、専門・技術職が不足傾向



- (注) ・常用労働者の数値。  
・「労働者過不足判断D. I.」とは、不足と回答した事業所の割合から過剰と回答した事業所の割合を差し引いた値。

資料:厚生労働省「労働経済動向調査」

## 将来的な雇用ニーズに関する提言等

### ■経済財政改革の基本方針2009～安心・活力・責任～(平成21年6月23日閣議決定)(抄)

「低炭素、健康長寿、ソフトパワーなどの分野で世界最先端の「未来市場」を創出し、市場とイノベーションの好循環を生み出すことにより、国際的な競争優位の獲得と質の高い雇用の創造を図る。」

### ■雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意(平成21年3月)(抄)

「我が国の将来的な経済成長、国民生活の向上、産業競争力の強化、地域の活性化等につながる分野、とりわけ、医療、介護、保育、環境、農業、林業等、成長が見込まれる分野において、雇用の受け皿を確保するため雇用創出が必要である。」

### ■雇用政策基本方針(平成20年2月 厚生労働省告示)(抄)

- 3 今後重点的に展開していく具体的な施策の方向性  
当面5年程度の間に取り組むべき雇用政策の方向性

(2)[4]中小企業や福祉・介護分野の人材確保対策

- ・ものづくり産業の国際競争力を支える人材を育成するための高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践的技能者の養成
- ・中小企業におけるものづくり人材の確保・育成、技能継承の促進
- ・高齢化の進展に伴いニーズ増大が見込まれる産業である福祉・介護分野の計画的な人材育成

### ■雇用創出企画会議第三次報告書(平成18年8月 雇用創出企画会議)(抄)

新たな雇用創出が期待される新しいサービス分野

○情報サービス分野(ユビキタスネット社会におけるソフトウェア開発やシステム開発)

○健康サービス分野(フィットネス分野、エステティック分野)

○ロジスティック分野(物流サービス)

○社会人教育サービス

### ■雇用創出企画会議第一次報告書(平成15年5月 雇用創出企画会議)(抄)

雇用創出が期待できる分野

○地域の問題に対して事業展開が期待される分野

・コミュニティ・ビジネス分野

－多様で柔軟なサービスを提供する地域密着型の小規模ビジネス

－福祉、介護、教育、文化、環境保護など従来公共サービスとして提供されていた分野で事業を拡大

○新産業の創造に伴い専門的・技術的な職業能力が必要になる分野

・環境技術関連分野・情報通信関連分野・住宅関連分野など

# 新規求人倍率の推移

新規求人倍率の推移を見ると、過去5年間平均して高い倍率である業種も存在

専門的・技術的職業	17年度計	18年度計	19年度計	20年度計	21年度計	平均	倍率順
機械・電気技術者	2.19	2.33	2.29	1.85	1.25	1.98	3
鉱工業技術者	6.97	7.09	5.68	2.81	0.76	4.66	3
建築・土木・測量技術者	3.20	3.21	2.35	1.21	0.52	2.10	17
情報処理技術者	2.95	2.68	2.35	1.68	1.26	2.18	16
その他の技術者	5.18	5.36	4.88	2.71	0.83	3.79	5
医師・歯科医師・獣医師・薬剤師	1.77	1.99	1.76	1.02	0.46	1.40	37
保健師・助産師・看護師	6.12	6.90	7.66	8.47	7.84	7.40	1
医療技術者	2.17	2.65	2.96	3.14	3.15	2.81	8
その他の保健医療の職業	2.45	2.55	2.53	2.45	2.18	2.43	13
社会福祉専門の職業	1.21	1.39	1.57	1.42	1.08	1.33	42
美術家、デザイナー、写真家	1.25	1.45	1.74	1.75	1.37	1.51	32
その他の専門的職業	0.57	0.60	0.54	0.39	0.31	0.48	61
管理的職業	0.66	0.72	0.74	0.65	0.61	0.68	59
事務的職業	1.21	1.18	1.08	1.11	0.73	1.06	48
一般事務の職業	0.54	0.57	0.50	0.36	0.27	0.45	
会計事務の職業	0.39	0.41	0.37	0.28	0.22	0.33	64
生産関連事務の職業	0.84	0.86	0.83	0.58	0.40	0.70	58
営業・販売関連事務の職業	1.65	1.87	1.66	0.95	0.58	1.34	40
外勤事務の職業	1.88	1.83	1.38	0.91	0.59	1.32	43
運輸・通信事務の職業	3.08	3.25	3.11	2.03	1.96	2.69	9
事務用機器操作の職業	2.36	2.52	2.61	1.94	1.57	2.20	15
販売の職業	2.02	2.20	1.83	1.08	0.71	1.57	31
商品販売の職業	1.48	1.54	1.47	1.08	0.76	1.27	
販売類似の職業	1.35	1.40	1.36	0.99	0.67	1.15	45
サービスの職業	4.61	4.56	3.88	2.95	2.49	3.70	6
家庭生活支援サービスの職業	1.51	1.67	1.80	1.57	1.04	1.52	
生活衛生サービスの職業	0.74	0.87	1.16	1.21	0.74	0.94	55
飲食物調理の職業	2.60	2.57	2.63	2.55	2.21	2.51	12
接客・給仕の職業	1.39	1.55	1.68	1.40	0.94	1.39	38
居住施設・ビル等の管理の職業	2.11	2.39	2.47	2.03	1.12	2.02	21
その他のサービスの職業	0.70	0.74	0.75	0.63	0.48	0.66	60
保育の職業	1.52	1.56	1.56	1.29	0.93	1.37	39
農林漁業の職業	4.50	4.94	5.02	4.17	2.71	4.27	4
運輸・通信の職業	0.91	1.03	1.07	0.93	0.85	0.96	54
鉄道運転の職業	1.73	1.85	1.82	1.33	0.99	1.54	
自動車運転の職業	0.39	0.50	0.62	0.57	0.29	0.47	62
船舶・航空機運転の職業	1.75	1.88	1.88	1.41	1.07	1.60	30
その他の運輸の職業	0.42	0.50	0.58	0.51	0.36	0.47	63
通信の職業	2.31	2.64	2.28	1.43	0.97	1.93	23

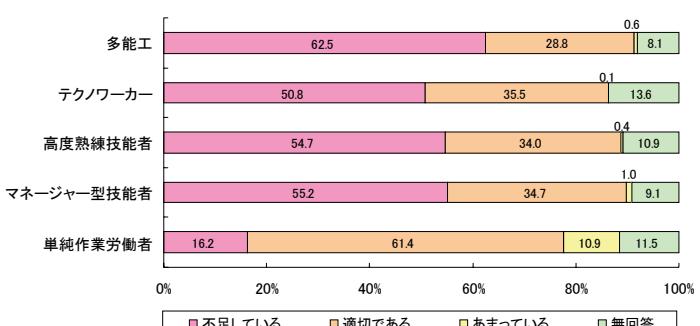
専門的・技術的職業	17年度計	18年度計	19年度計	20年度計	21年度計	平均	倍率順
生産工程・労務の職業	1.53	1.61	1.41	0.75	0.44	1.15	
金属材料製造の職業	3.05	3.03	2.56	1.23	0.56	2.09	19
化学製品製造の職業	2.46	2.44	2.26	1.19	0.82	1.83	25
窯業製品製造の職業	3.24	3.73	3.34	1.57	1.00	2.58	10
土石製品製造の職業	2.41	2.54	2.39	1.48	0.90	1.94	22
金属加工の職業	2.86	3.08	2.62	1.20	0.61	2.07	20
金属溶接・溶断の職業	2.86	3.15	2.67	1.31	0.48	2.09	18
一般機械器具組立・修理の職業	1.51	1.58	1.36	0.53	0.26	1.05	49
電気機械器具組立・修理の職業	2.31	2.42	1.85	0.54	0.35	1.49	34
輸送用機械組立・修理の職業	2.44	2.47	2.03	0.82	0.50	1.65	28
計器・光学機器組立修理の職業	4.15	4.73	4.45	1.57	0.72	3.12	7
精穀・製粉・調味製造の職業	1.59	1.72	1.82	1.20	0.90	1.45	35
食料品製造の職業	1.38	1.54	1.47	1.04	0.75	1.24	44
飲料・たばこ製造の職業	1.85	1.86	1.99	1.39	0.91	1.60	29
紡織の職業	1.86	2.31	2.24	1.33	0.83	1.71	26
衣服・繊維製品製造の職業	1.59	1.75	1.83	1.40	0.92	1.50	33
木・竹・草・木製品製造の職業	1.47	1.54	1.38	0.78	0.55	1.14	46
パルプ・紙・紙製品製造の職業	1.89	2.08	2.02	1.30	1.01	1.66	27
印刷・製本の職業	1.26	1.29	1.21	0.76	0.50	1.00	53
ゴム・プラスチック製品製造の職業	2.91	3.27	3.06	1.37	1.04	2.33	14
革・革製品製造の職業	1.13	1.38	1.33	0.78	0.52	1.03	51
装身具等製造の職業	1.29	1.39	1.42	0.72	0.53	1.07	47
その他の製造制作の職業	1.38	1.33	1.12	0.58	0.30	0.94	56
定置・建設機械運転の職業	1.52	1.66	1.57	1.18	0.78	1.34	41
電気作業者	2.77	3.12	3.12	2.31	1.28	2.52	11
採掘の職業	0.86	0.94	0.78	0.61	0.49	0.74	57
建設躯体工事の職業	6.11	6.55	5.83	3.76	1.82	4.81	2
建設の職業	2.39	2.53	2.11	1.50	0.86	1.88	24
土木の職業	1.64	1.74	1.64	1.32	0.84	1.44	36
運搬労務の職業	1.33	1.42	1.28	0.72	0.43	1.04	50
その他の労務の職業	0.37	0.40	0.36	0.21	0.15	0.30	65
分類不能の職業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	66
職業計	1.30	1.36	1.27	0.89	0.61	1.09	

■は、平均求人倍率が上位25%の職種

## 技能者の過不足状況

技能者の過不足状況については、多能工が最も高く約65%の事業所が「不足している」と回答。また今後5年間における必要性についても、多能工が最も高く約84%が「必要」と回答

技能者の現在の過不足状況(技能タイプ別、単位: %)



### 「多能工」

一複数の機械あるいは工程をこなすことができる技能者

### 「テクノワーカー」

一高度な技術的知識を身につけた技能者

### 「高度熟練技能者」

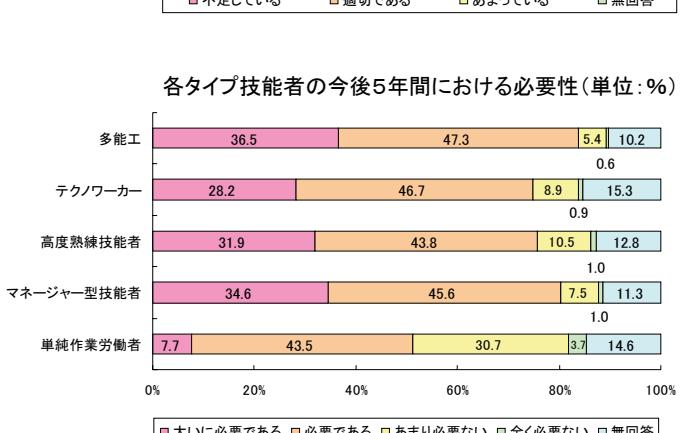
一特定の技能領域で高度な熟練技能を発揮する技能者

### 「マネージャー型技能者」

一製造現場のリーダーとしてラインの監督業務を担当する技能者

### 「単純作業労働者」

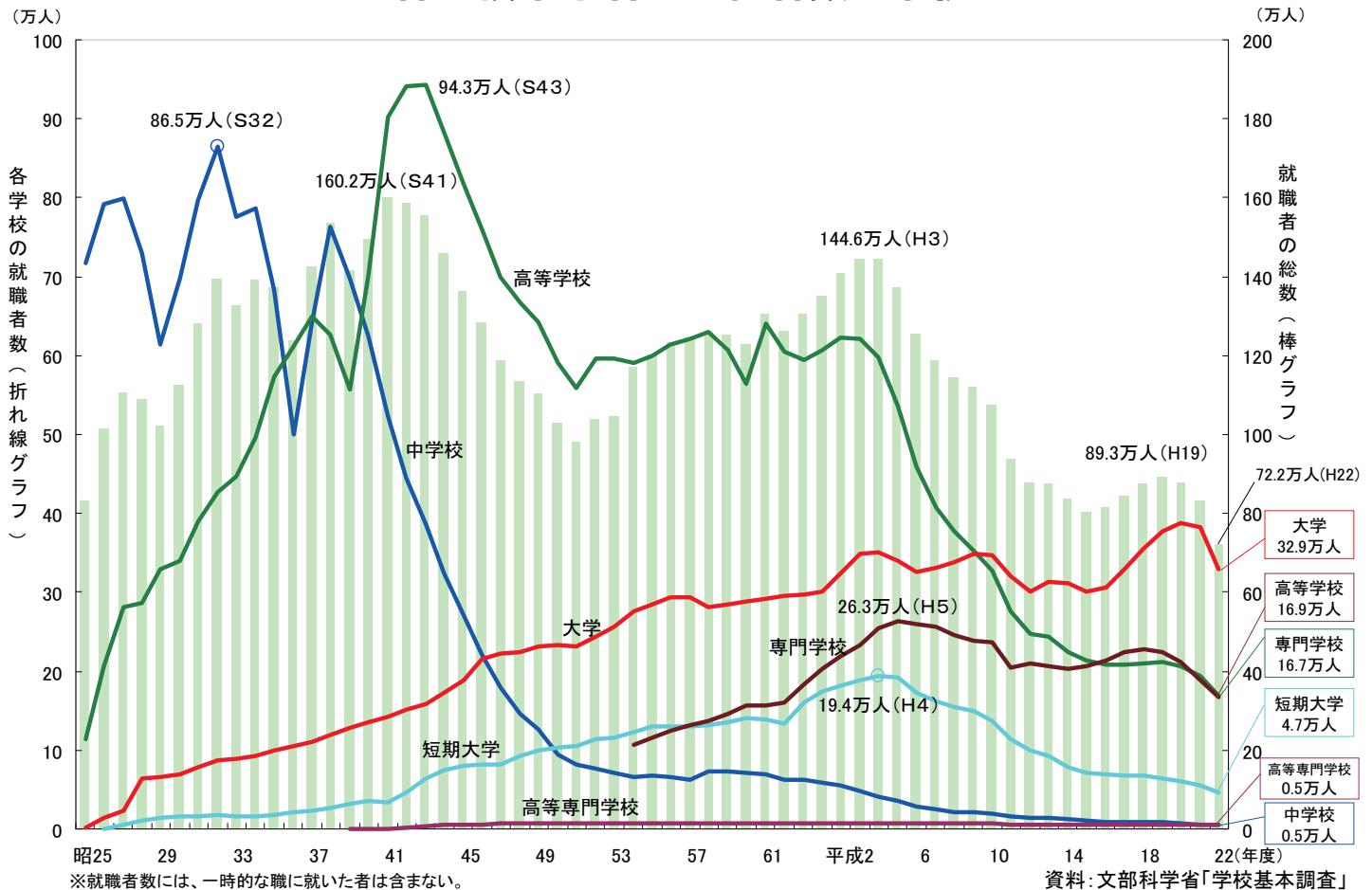
一比較的簡単な工程のみを担当する労働者



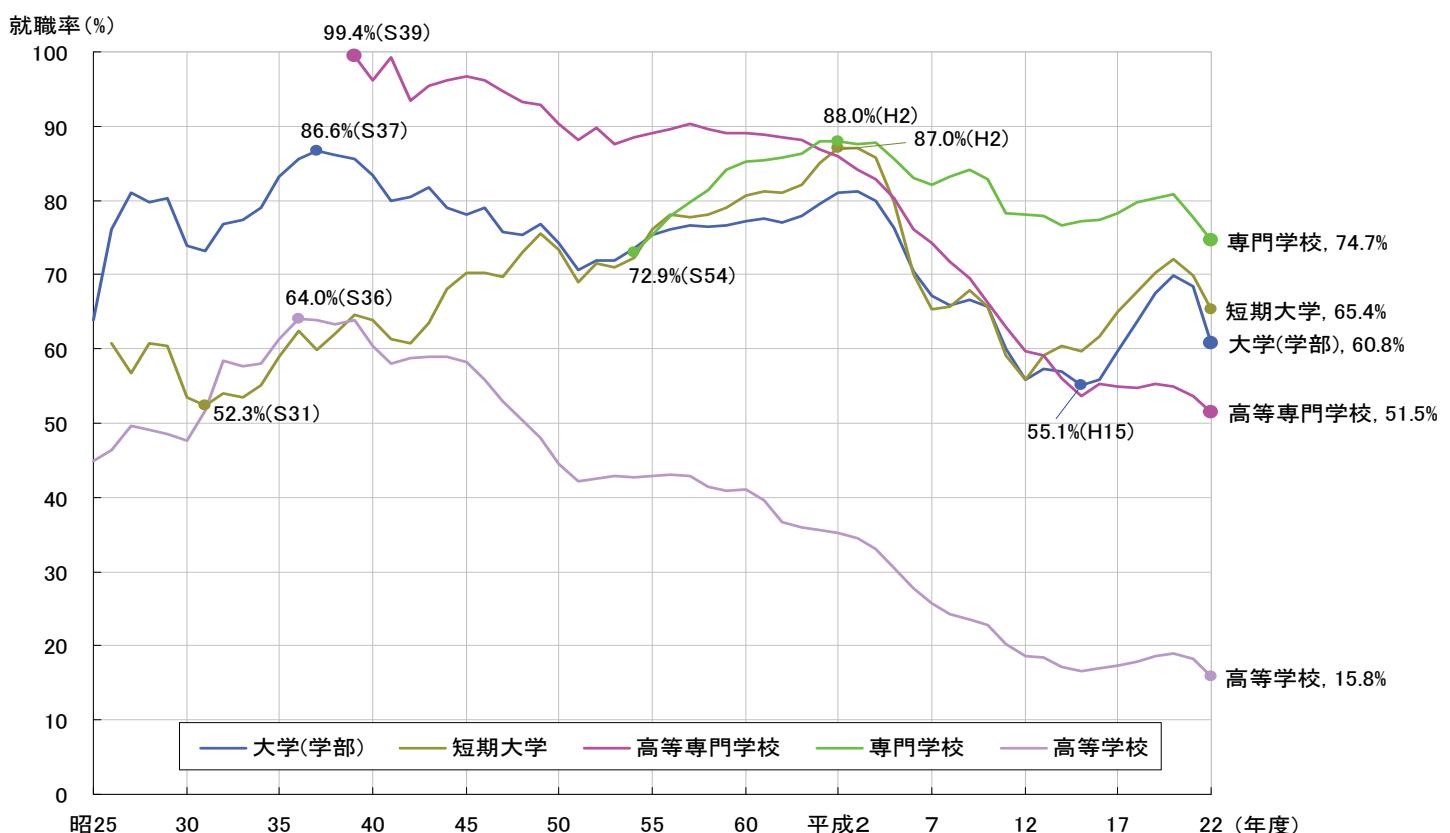
資料: 独立行政法人労働政策研究・研修機構

「ものづくり産業における人材の確保と育成－機械・金属関連産業の現状－」

## 各学校卒業者の就職者数の推移

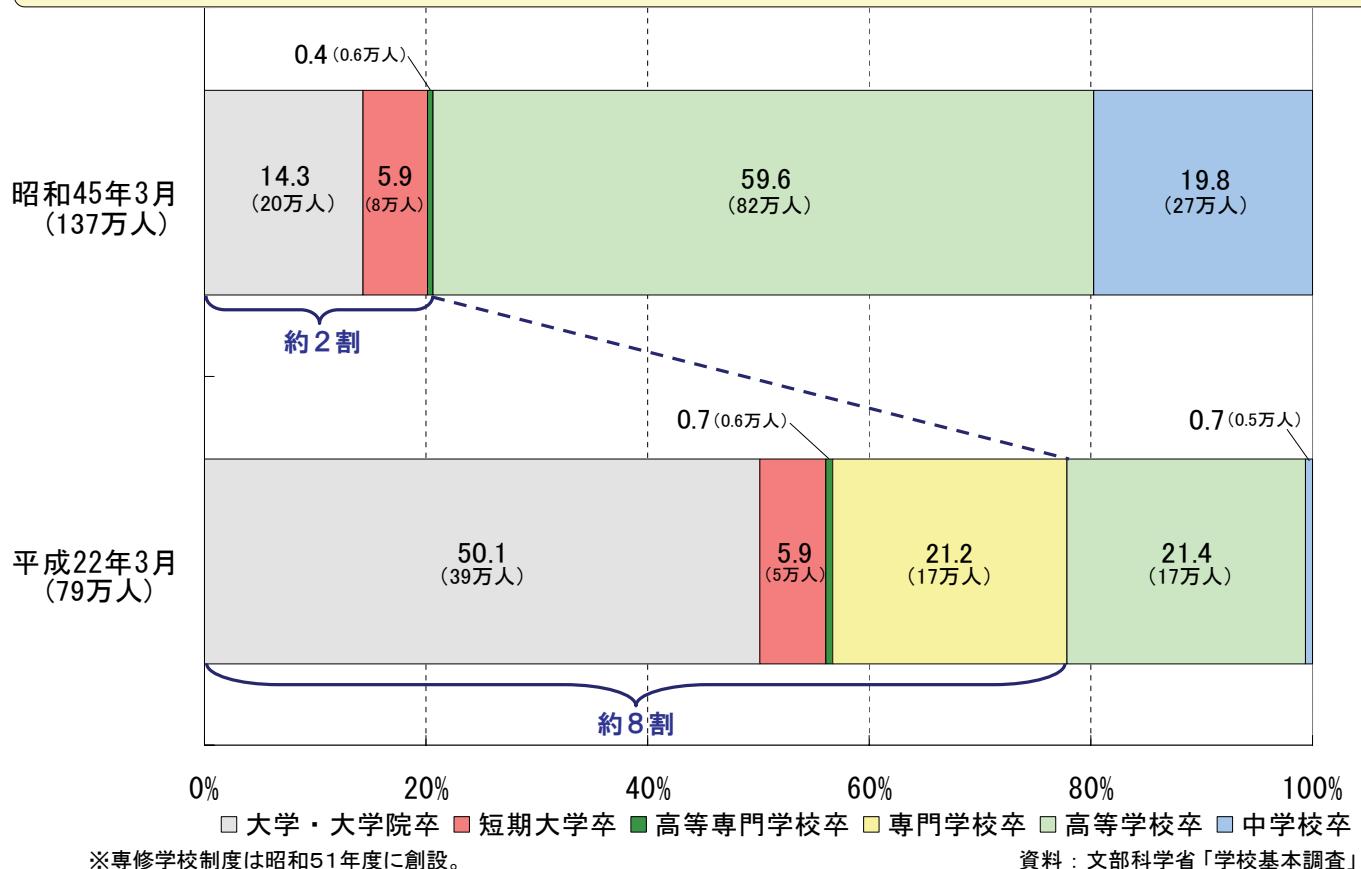


## 就職率の推移(学校種別)



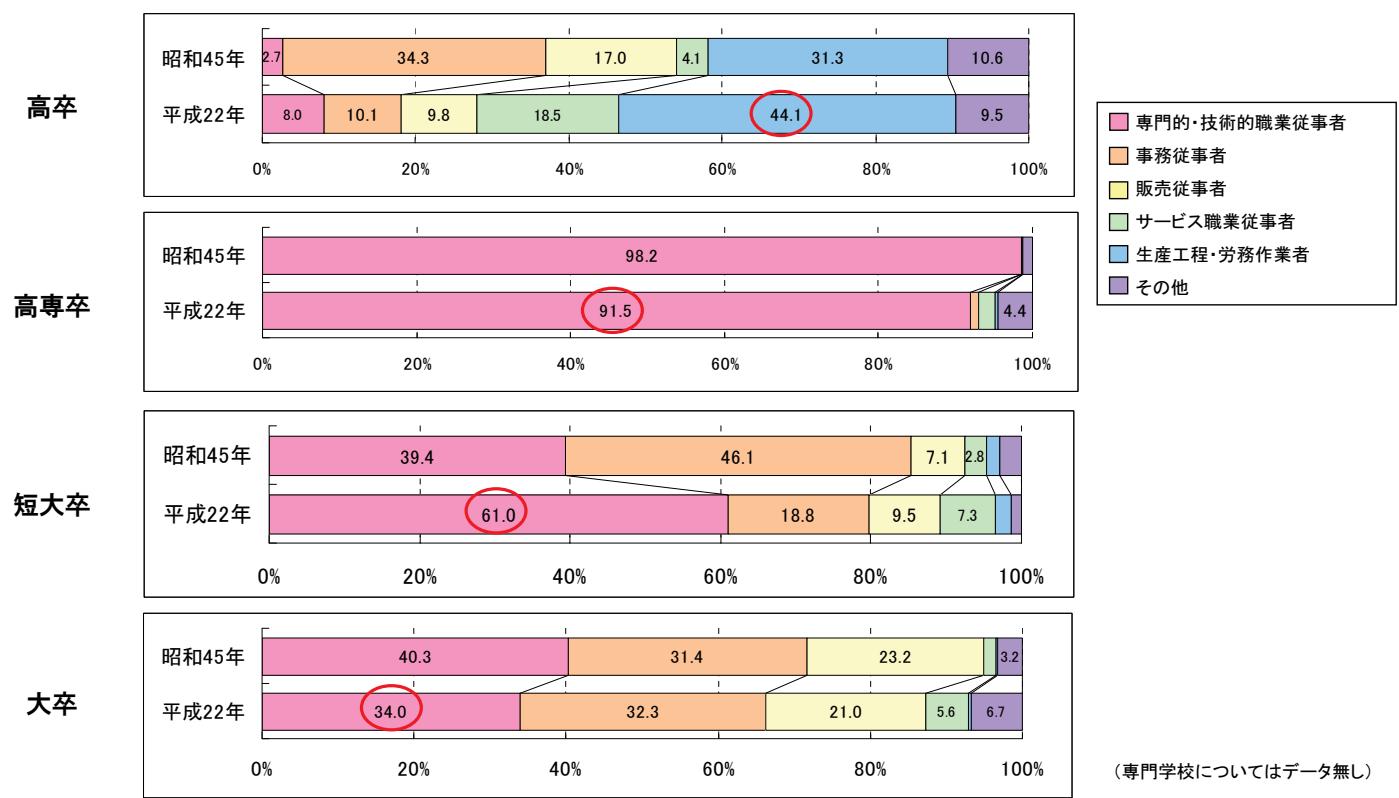
## 就職者の全体構成の推移(学校種別)

近年、就職者は高等教育修了者が中心に（昭和45年度：約2割 → 平成22年度：約8割）



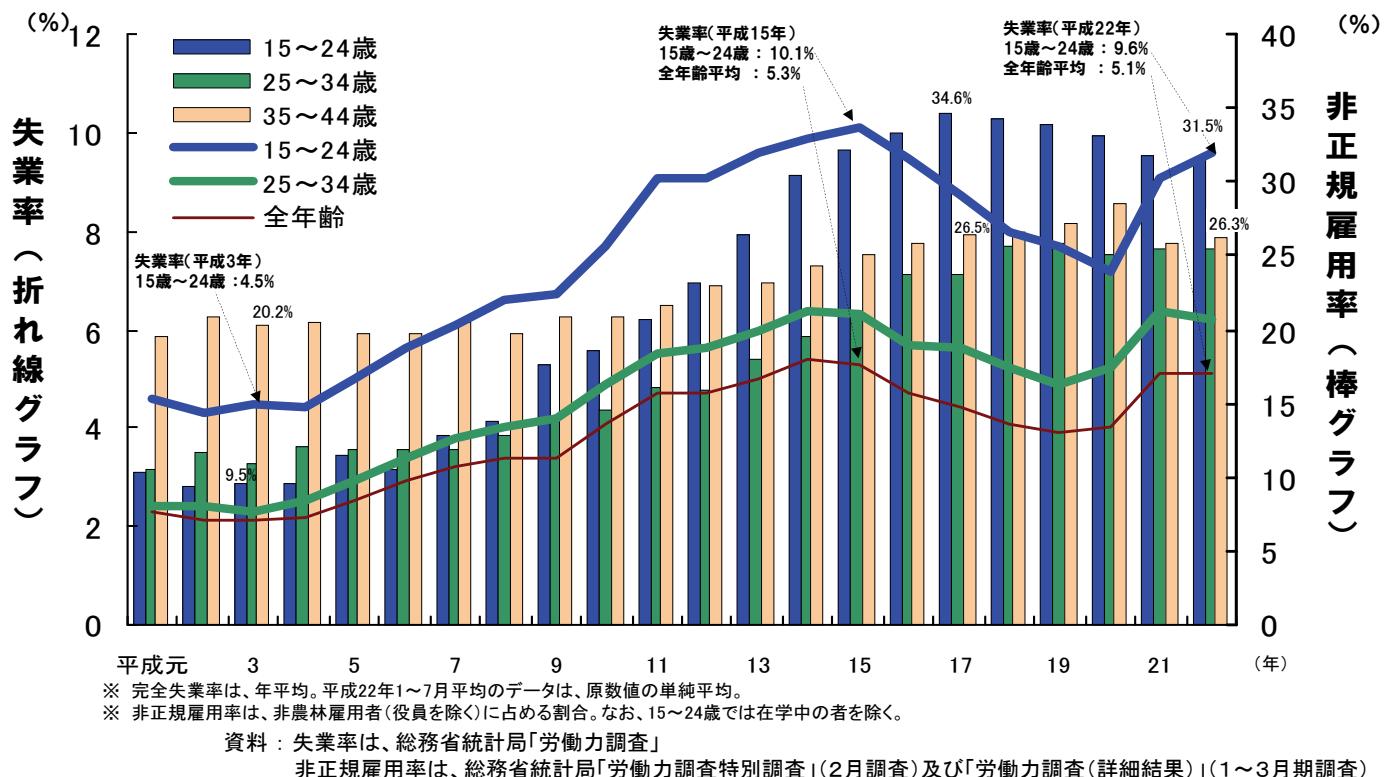
## 職業別就職者数の推移(学校種別)

高卒は生産工程・労務作業者、高専・短大卒は専門的・技術的職業従事者が最も多くなっている



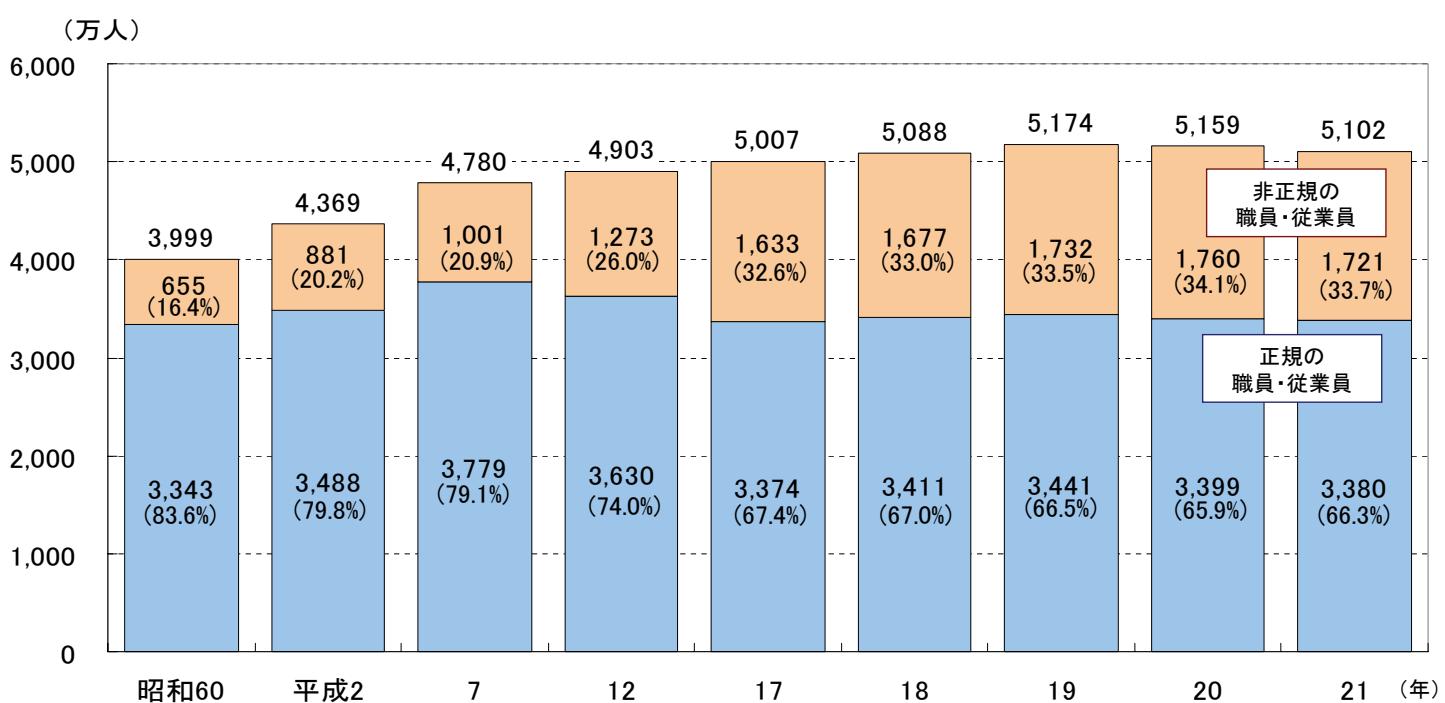
## 若年者の失業率、非正規雇用率の推移

若年者の失業率は、平成15年まで増加傾向。その後、減少傾向に転じたが、再び増加。全年齢の平均と比べて若年者は高いことが特徴。非正規雇用率は、40歳前後と比べて、20歳前後の上昇の幅が大きく、近年は、全体として上昇したまま横ばいの傾向



## 雇用形態別雇用者数の推移

非正規の職員・従業員の数・割合は増加傾向にある



※平成12年までは「労働力調査特別調査」(2月調査)、平成17年以降は「労働力調査詳細集計」(年平均)。

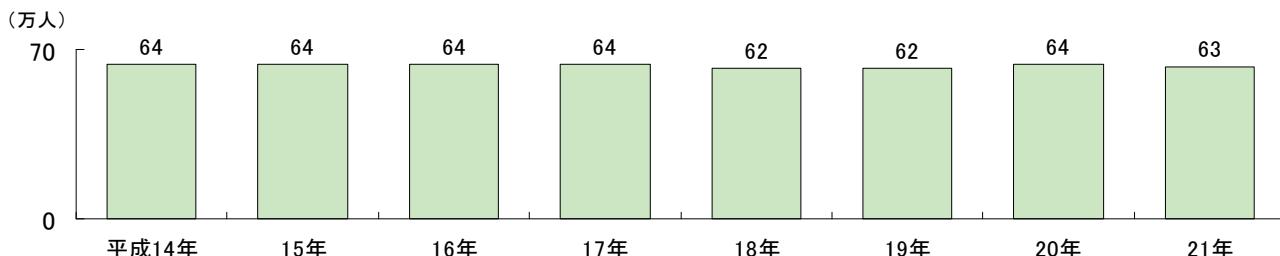
資料: 総務省「労働力調査」

## 若年無業者・フリーターの数の推移

若年無業者は、平成14年以降、約60万人超で推移

フリーターは、平成15年をピークに減少傾向に転じたが、平成21年は増加し約178万人

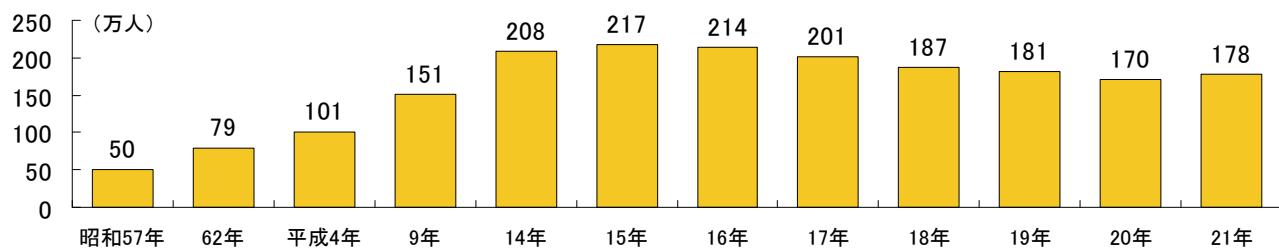
### ○若年無業者の数の推移



(注)「若年無業者」の定義は、15~34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

資料:総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

### ○フリーターの数の推移



(注)「フリーター」の定義は、15~34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

1 履用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、

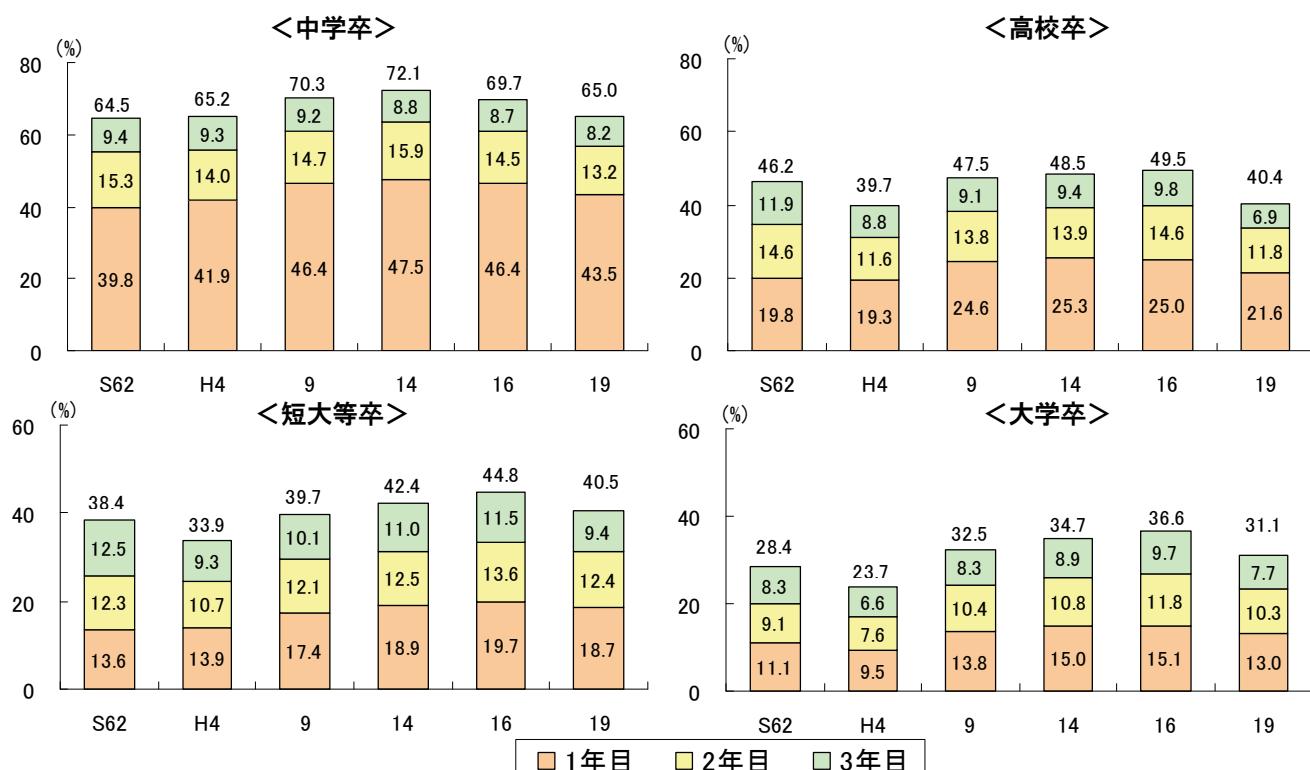
2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、

3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者  
の合計。(平成14年より前は若干内容が異なり、単純な比較はできない)

資料:総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～平成9年)、「労働力調査(詳細結果)」(平成14年～)

## 新規学卒就職者の3年以内の離職率の推移

中学卒で約7割、高校卒で約5割、大学卒で約3割が、新規学卒就職後、3年以内に離職



資料:厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」。各年いずれも3月卒を示す。

# 学生の就職採用活動の概要

大学生を中心とした学生の就職活動においては、就職情報サイトへの登録やインターンシップ・オープンセミナーへの参加など、企業との接触が最終年次の前年の夏から始まっている



資料:独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生のための就活ガイド」より抜粋

## (参考)

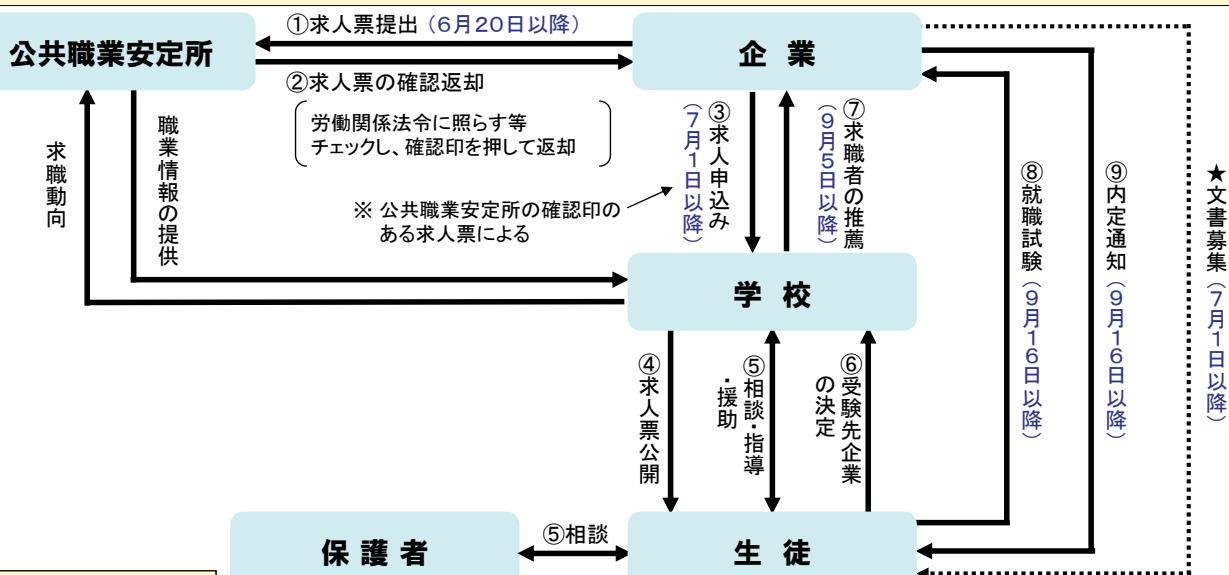
○学士課程教育の構築に向けて(平成20年12月24日 中央教育審議会答申)《抜粋》  
おわりに～改革の加速に向けて社会全体での取組を～

### 1 学習環境の確保等に向けた産業界の積極的な協力を

(1) 学士課程教育の構築に向けては、大学と産業界との連携も欠かせない。産業界との協力を通じてまず必要であるのは、採用活動の早期化にかかる問題の是正である。  
近年、通年採用の動きも広がりつつあるものの、新卒一括採用の慣行は、多くの学生にとって依然として大きな影響力を持っている。最近の雇用情勢の悪化に対応して、各大大学は学生の就職機会の確保に向けて一層の努力と取組が求められている。その一方で雇用情勢の悪化に伴う学生の不安な心理がかえって就職活動の早期化をもたらすおそれもあり、学生の落ち着いた学習環境を確保することが必要となるものと思われる。

## 新規高等学校卒業者の就職に関する仕組み(平成23年度)

7月1日以降、学校に求人の申し込みが行われた後、  
9月5日以降、学校が企業に求職者の推薦を行い、9月16日以降、選考・内定が行われる



### 採用選考開始期日等

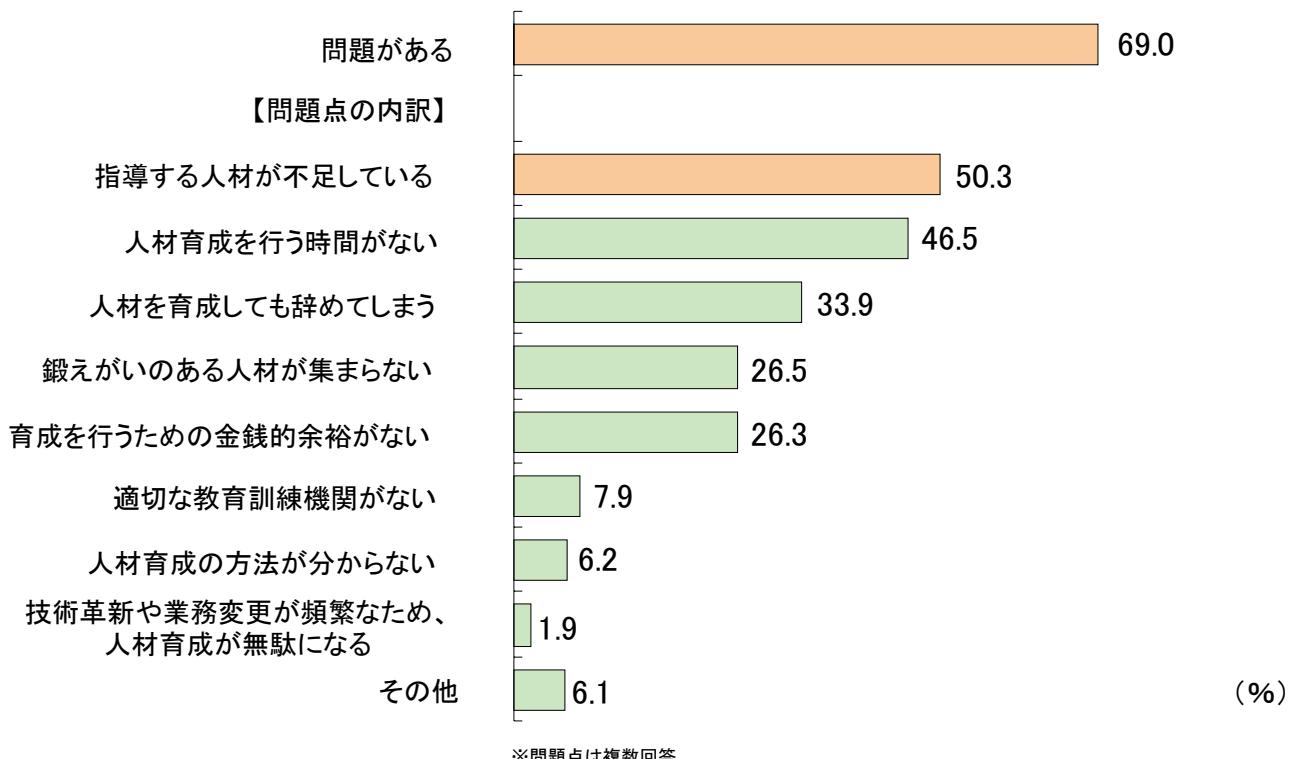
- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| ① 公共職業安定所による求人申込の受付開始 | … 6月20日 |
| ③ 学校への求人申込及び学校訪問開始    | … 7月 1日 |
| ⑦ 企業への生徒の応募書類提出開始     | … 9月 5日 |
| ⑧・⑨ 選考開始及び内定開始        | … 9月16日 |
| ★ 文書募集開始              | … 7月 1日 |

文部科学省・厚生労働省・全国高等学校長協会・主要経済団体において協議・決定。  
文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省職業安定局長の連名により、都道府県に対して通知。

文書募集による求人手続きにおいても、公共職業安定所の確認を受けるとともに、応募の受付は学校または公共職業安定所を通じて行う。推薦開始期日、採用選考期日についても取扱いは同様。

# 人材育成に関する問題があるとする事業所及び問題点の内訳

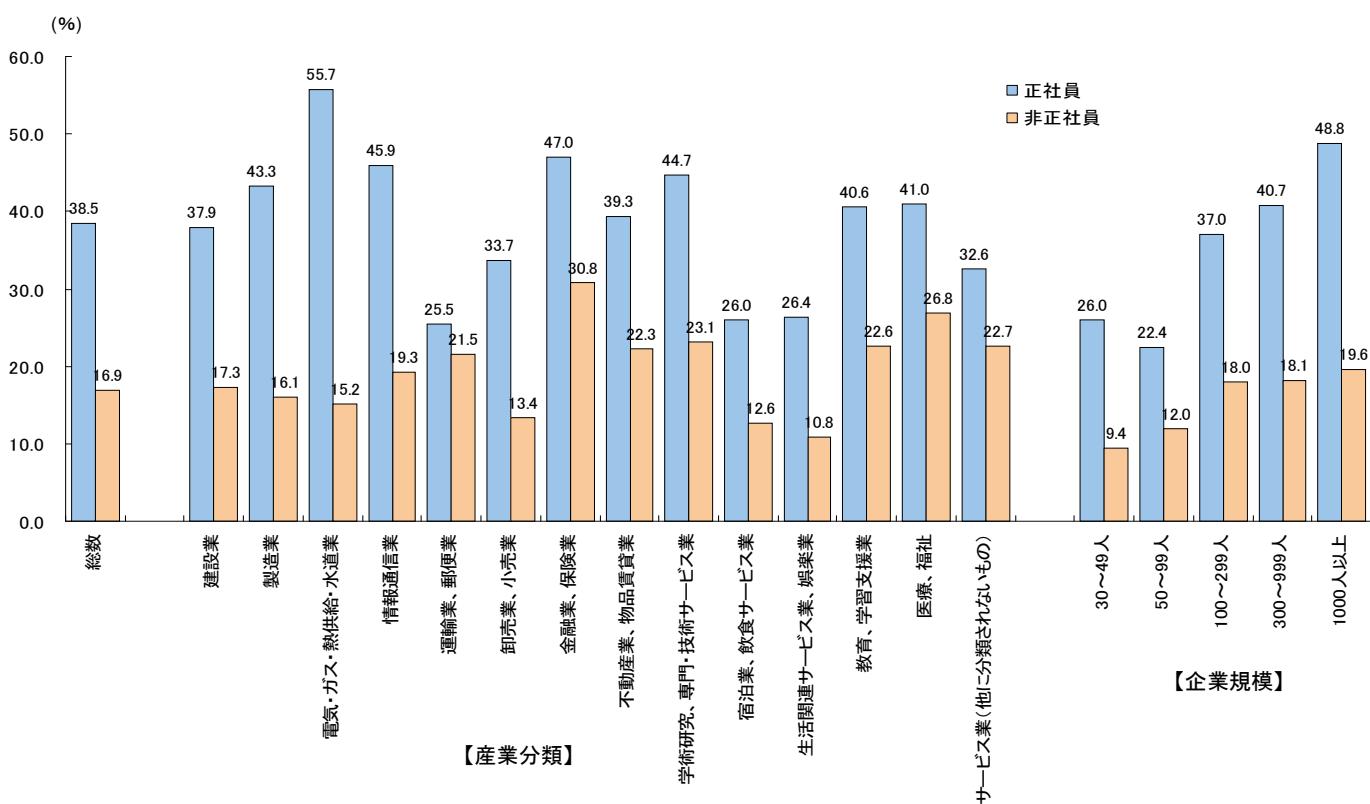
人材育成に関する問題があるとする事業所は約7割。指導者や時間の不足が課題



資料:厚生労働省「能力開発基本調査」(平成21年度)

## 職業教育訓練(OFF-JT)を受講した労働者の比率(雇用形態別)

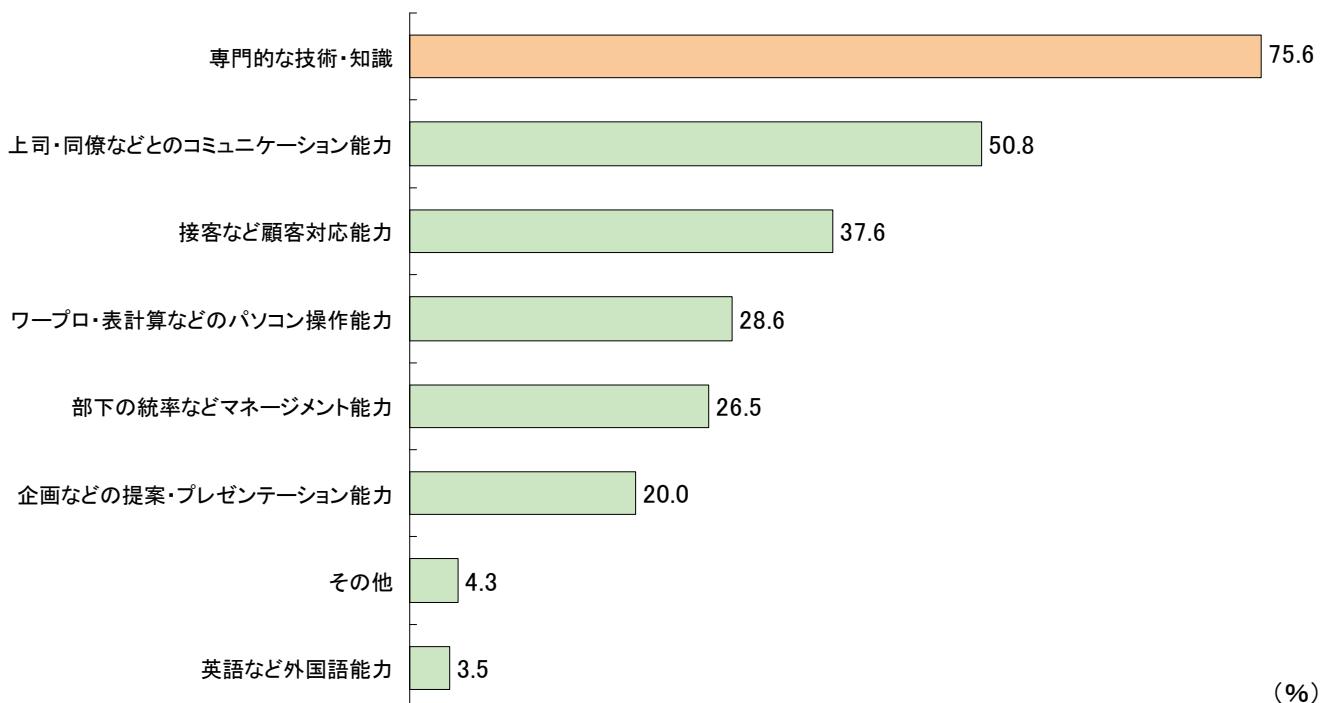
全般的に、正社員に比べて非正社員の受講比率は低調



資料:厚生労働省「能力開発基本調査」(平成21年度)

## 中途採用者の採用の際に企業が重視するもの

「専門的な技術・知識」を重視する割合が最も高い（約76%）



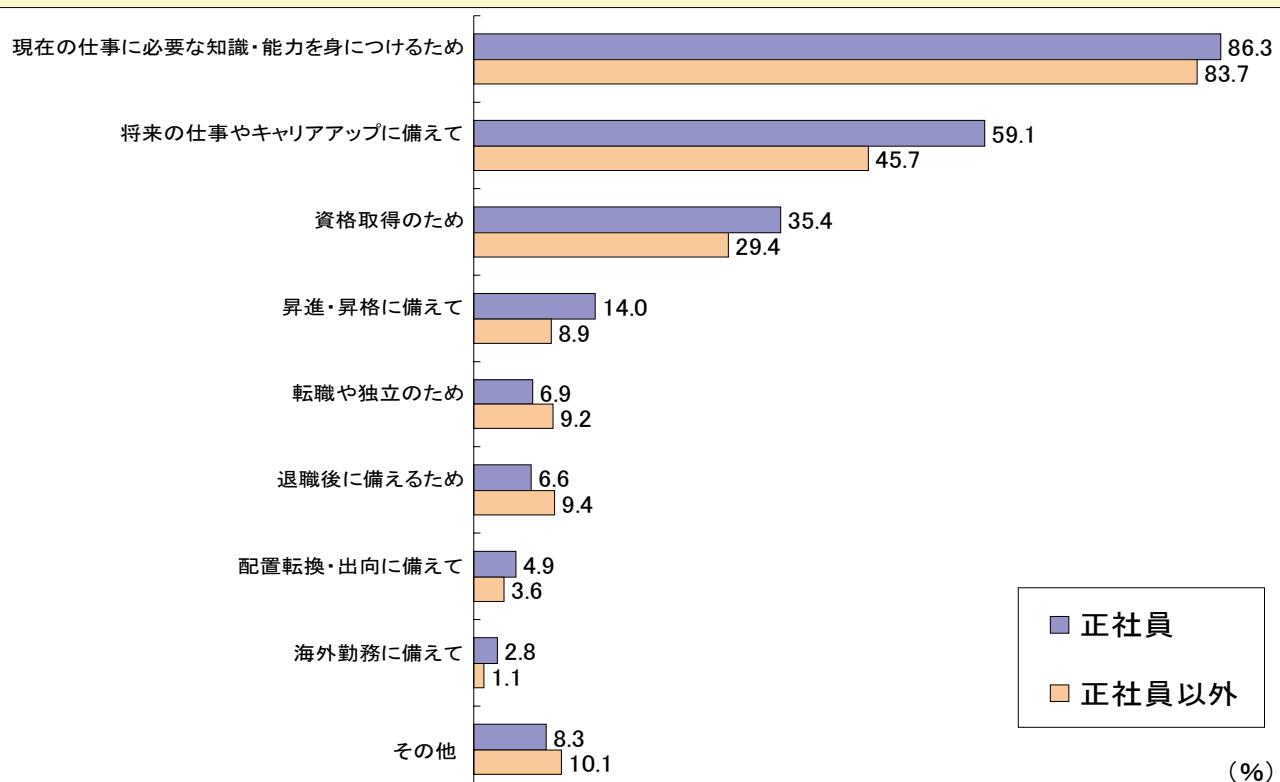
(備考)

1. 「中途採用を募集するとき採用にあたりどのような能力を重視しますか。(○は3つまで)」と聞いた問に対する回答。
2. 回答企業は、全国の従業員規模30人以上の企業898社(無回答・無効回答を除く)。

資料：内閣府「企業の採用のあり方に関する調査」(平成18年)

## 労働者が自己啓発を行った理由

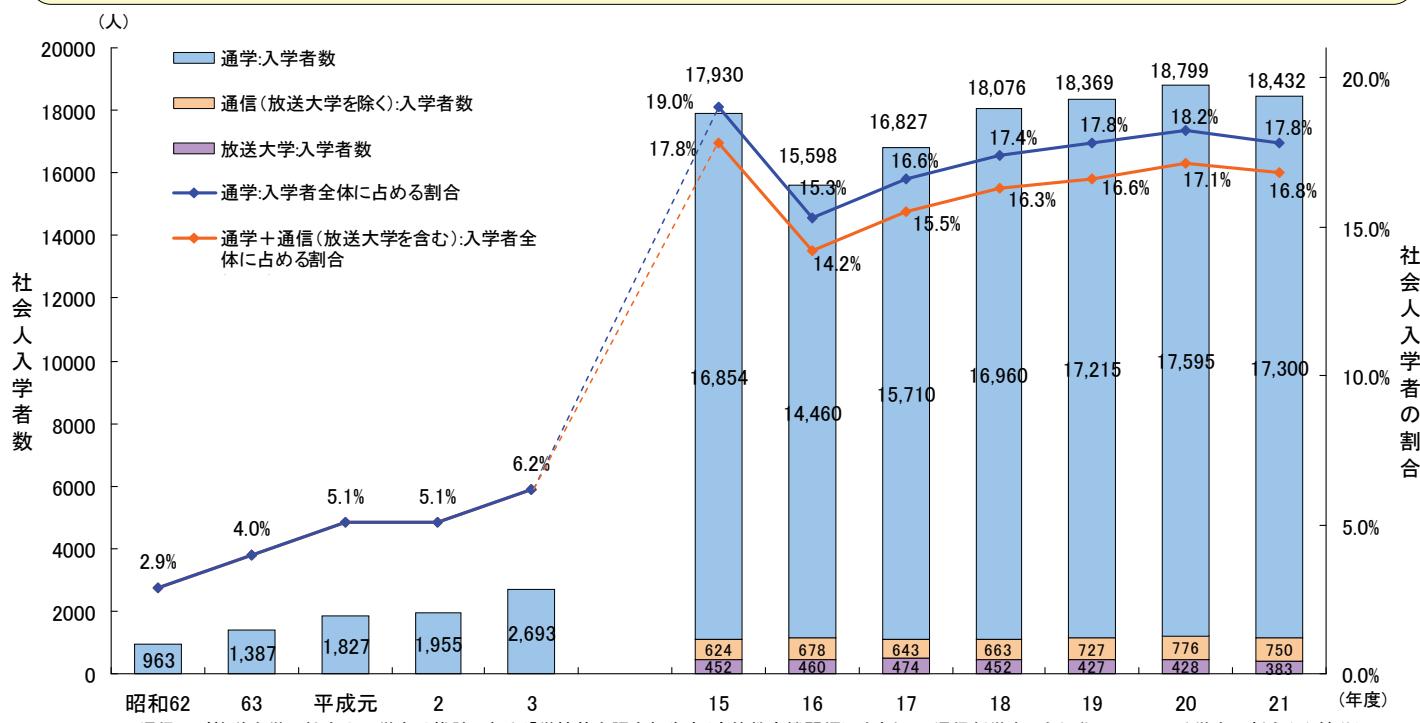
「現在の仕事に必要な知識・能力を身につけるため」を挙げる割合が最も高く、「将来の仕事やキャリアアップに備えて」「資格取得のため」と続いている



資料：厚生労働省「能力開発基本調査」(平成21年度)(個人調査)  
— 131 —

## 社会人入学者数の推移(大学院)

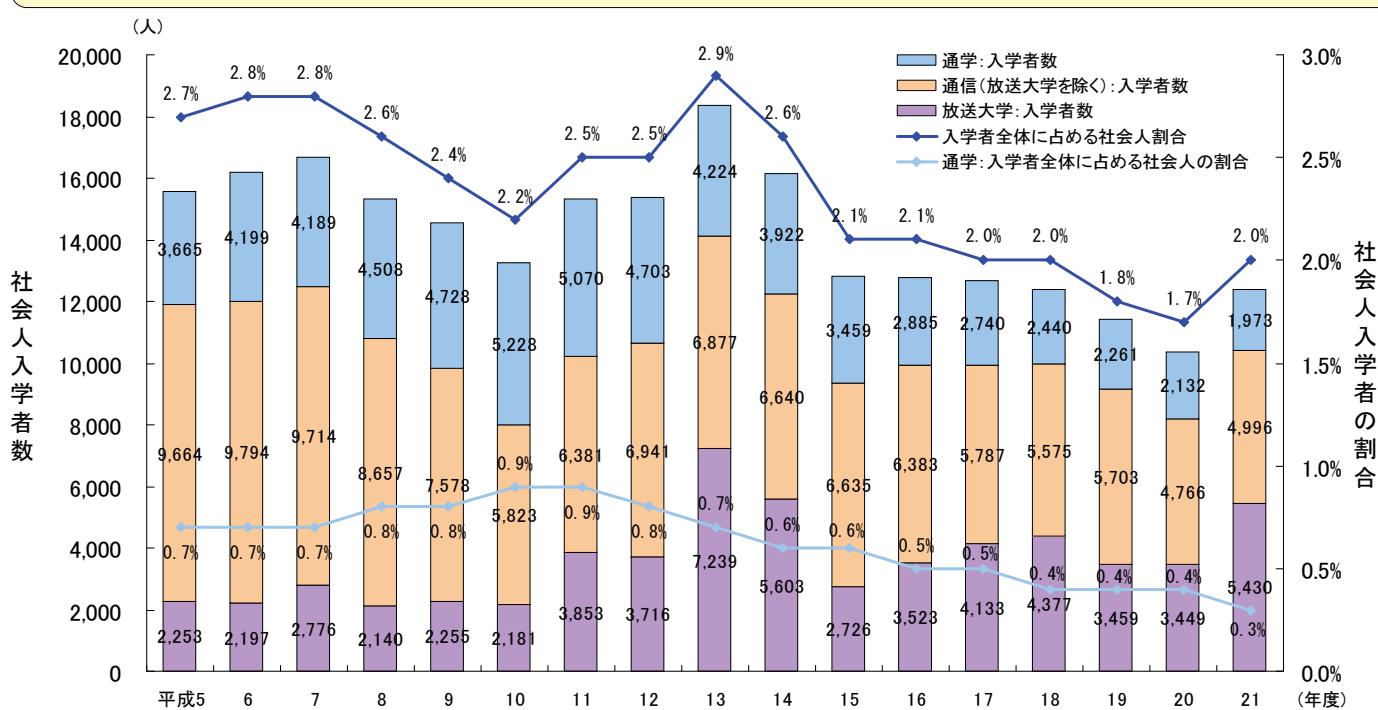
社会人入学者数は、増減があるものの近年は増加が停滞傾向にあり、入学者全体に占める割合は17.8%（平成21年度）。通信制（放送大学を含む）への入学者は1,100人程度で、社会人入学者全体の6%程度



資料：文部科学省「学校基本調査」

## 社会人入学者数の推移(大学)

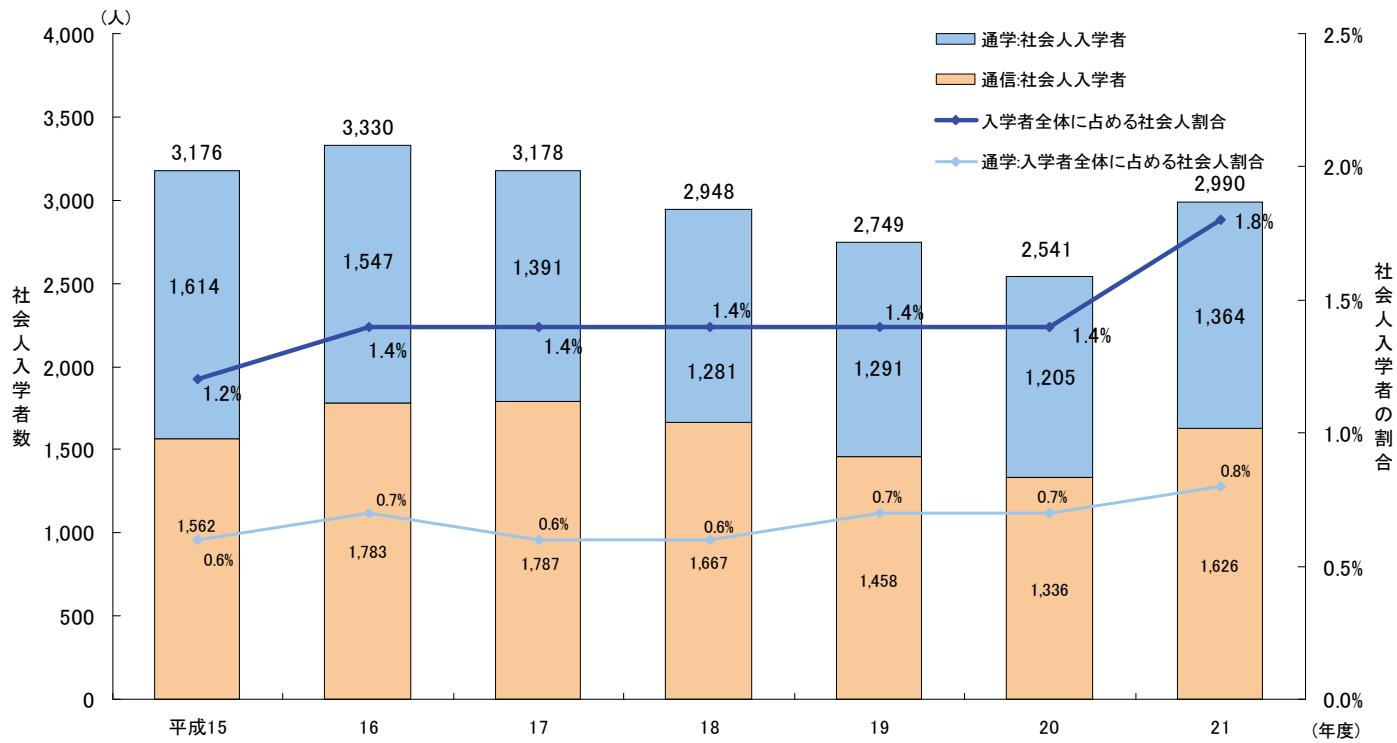
通学による社会人入学者数は平成10年の5,228人をピークに減少。通信制への入学者（放送大学）を含めても平成13年の18,340人（推計）をピークに減少



資料：文部科学省「学校基本調査」

## 社会人入学者数の推移(短期大学)

社会人入学者数は平成16年の3,330人(推計)をピークに減少。入学者全体に占める社会人の割合も、近年は減少傾向にあったが、平成21年度は入学者数、割合ともに増加



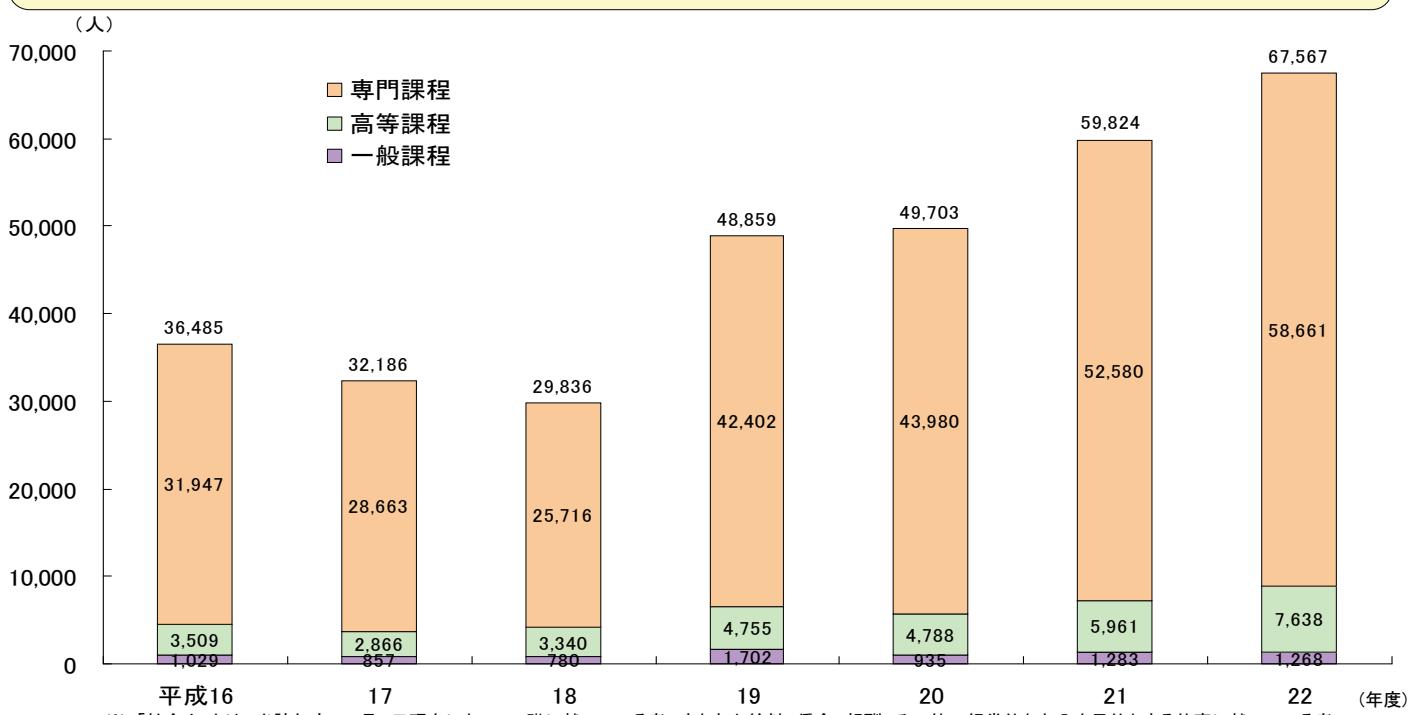
※ 通学の社会人入学者は、「国公私立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用。

※ 通信の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

資料：文部科学省「学校基本調査」

## 社会人受け入れ状況の推移(専修学校)

社会人の入学者数は、増減があるものの、平成19年以降は増加。特に専門課程の増加が顕著。平成22年の私立専門学校における社会人受入れ数は、約5万9千人。職業訓練等の附帯事業を含めると、総数で約10万1千人を私立専修学校に受け入れている



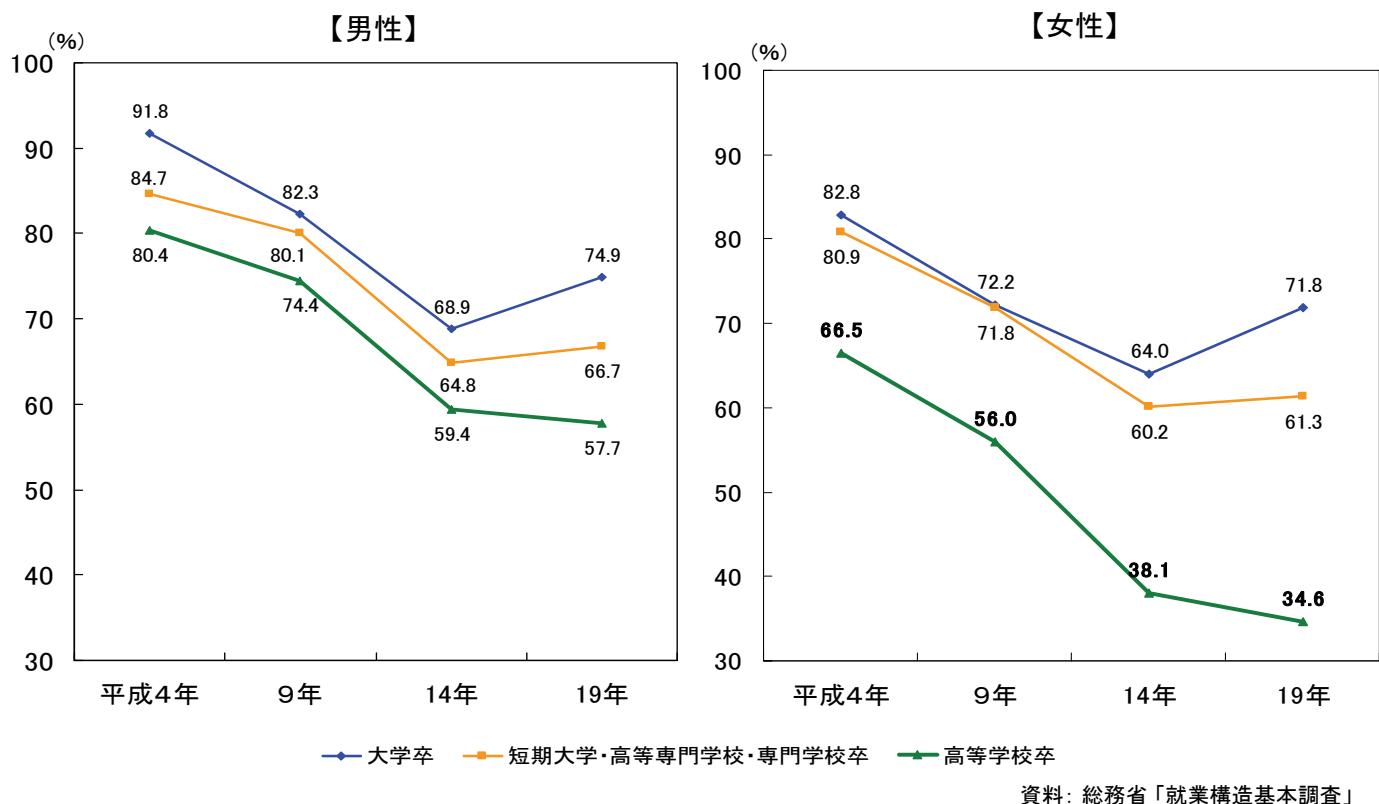
※ 「社会人」とは、当該年度の5月1日現在において、職に就いている者、すなわち給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者、又は企業等を退職した者、又は主婦をいう。

※ 平成19年度より、調査方法について変更を行ったため、単純な比較はできないことに留意が必要。

資料：文部科学省 専修学校教育振興室調べ (調査対象:私立の専修学校)

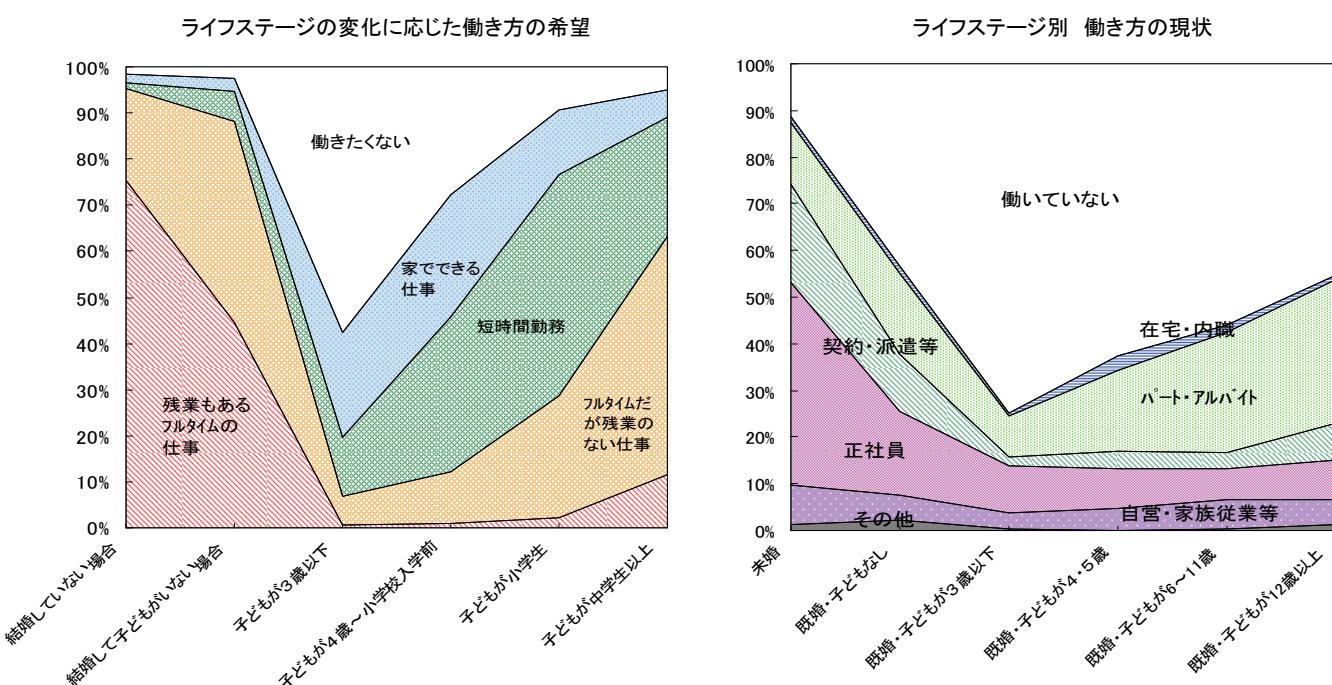
## 20～24歳(在学者を除く)における正規雇用者比率の推移(男女別)

平成14年までの減少傾向から、平成19年は大学卒や短期大学・高等専門学校・専門学校卒は上昇に転じたが、高等学校卒の比率は上がっていない。特に高等学校卒の女性は大幅に減少



## 女性のライフステージの変化に応じた働き方の希望と現状

女性のライフステージの変化に応じた働き方の希望は、働き方の現状との乖離があり、子どもが大きくなるにつれて就業希望が増えても希望する形で再就職できていない状況



注:「自営・家族従業等」には、「自ら起業・自営業」、「自営の家族従事者」を含む。「契約・派遣等」には、「有期契約社員」、「嘱託社員」、「派遣社員」を含む。

# 職業に関する学校教育の経緯(高等教育を中心に)

## 明治前期

我が国が近代的な国家形態を取り、また教育的には近代的な学校制度を確立した時代  
当時の社会情勢から、国民一般の教育と国家の指導者の教育を急ぎ、産業教育には力が及ばなかった時代

### ○ 明治5年（1872年）「学制」颁布

- ・学校を小学・中学・大学として組織
  - 大学：高尚な諸学を教える専門科の学校（明治10年に東京大学創設）
  - 中学校：小学校を経た生徒に普通の学科を教える学校（工業学校・商業学校・農業学校などを含む。）
- ・「学制」に専門学校を追加（6年）
  - 専門学校：外国教師にて教授する高尚な学校（卒業者には学士の称号を付与。当初は、農・商・工の各学校が中心）
- ・工学校（工部省）、法学校（司法省）、札幌農学校など、産業関係各省の所管の下に産業教育を実施する施設が創設

### ○ 明治12年（1879年）「教育令」公布

- ・「学制」が廃止され、小学校、中学校、大学校、師範学校、専門学校、その他各種学校に整備
  - 大学校：法学、理学、医学、文学等の専門諸科を授ける学校
  - 中学校：高等な普通学科を授ける学校
  - 専門学校：専門一科の学術を授ける学校
- ・教育令を改正し、農学校、商業学校、職工学校を追加（13年）
  - 農学校：農耕の学業を授ける学校
  - 商業学校：商売の学業を授ける学校
  - 職工学校：百工の職芸を授ける学校
- ・この頃から、私立の専門学校が相次いで創立（後に、私立大学に発展）
  - 主には、外国語教育、宗教関係、医学関係、政治法律関係
- ・「農学校通則」（16年）、「商業学校通則」（17年）が制定され、産業教育制度の整備が開始

### ○ 明治19年（1886年）「中学校令」「帝国大学令」公布

- ・東京大学を帝国大学に改称
  - 帝国大学：國家の須要に応ずる学術技芸を教授し、及びその蘊奥を攻究することを目的
- ・この頃、工部大学校等の他省の教育施設を文部省に移管し、大学に合併
- ・「中学校令」では、中学校を実業教育と大学予備教育の両方を行う学校と位置付け、高等中学校と尋常中学校の2種類に分類
  - 中学校：実業に就こうと欲し、又は高等の学校に入ろうと欲するものに須要な教育をなす学校
- ・高等中学校は、帝国大学への基礎教育機関として普通教育を中心に発展し、実務教育は発展せず

## 明治後期

我が国の産業が日清戦争、日露戦争を契機として著しく発展し、実業教育制度が成立した時代

### ○ 明治27年（1894年）「高等学校令」公布

- ・高等中学校を「高等学校」と改称
  - 高等学校：専門学科を教授することを原則とし、特に帝国大学に入学する者のために予科を設けることができる制度
- ・この頃、初等教育、中等教育においても、実業教育の体制が整備（実業補習学校、徒弟学校、簡易農学校など）
- ・実業教育費国庫補助法が成立し、その後、各種実業学校が増加

### ○ 明治32年（1899年）「中学校令」「実業学校令」「高等女学校令」公布

- ・中学校の位置付けを変更
  - 中学校：男子に須要な高等普通教育をなす学校
- ・実業学校として、工業学校、農業学校、商業学校、商船学校、実業補習学校を整備
  - 実業学校：工業、農業、商業等の実業に従事する者に須要な教育をなすことを目的

### ○ 明治36年（1903年）「専門学校令」公布、「実業学校令」改正

- ・これまで統一的な方策のなかった専門学校を制度化し、実業教育制度が確立
  - 専門学校：高等の学術技芸を教授する学校
- ・実業学校で高等の教育を行うものを実業専門学校とし、専門学校令の定めるところによることとし、実業学校から分離
- ・1年半程度の予科を持つ私立の専門学校については「大学」の名称を付けることを認可。これを受け、一部の私立の専門学校が「大学」の名称に改称

## 大正時代

第一次世界大戦を中心として飛躍的に拡大した産業に即応して、量的に発展した時代

### ○ 大正7年（1918年）「大学令」「高等学校令」公布

- ・これまで帝国大学のみであった大学制度を改善。総合大学だけでなく、単科大学の設置、公立・私立の大学を認める。
  - 大学：国会に須要なる学術の理論及び応用を教授し並びにその蘊奥を攻究することを目的とし、兼ねて人格の陶冶及び国家思想の涵養に留意すべきもの
- ・「高等教育機関拡張計画」（7年）により、専門学校、実業専門学校などが増加。多くの専門学校が大学に移行
- ・高等学校は、大学予科としての性格から、高等普通教育機関の一つに位置付けを変更。公立・私立の高等学校を認める
  - 高等学校：男子の高等普通教育を完成することを目的とし、特に国民道德の充実に力むべきもの
- ・「実業学校令」「実業補習学校規程」の改正（9年）。実業補習教育を充実

## 昭和初期から

### 戦時下

世界的な経済恐慌に見舞われ、我が国経済も不況に陥り、学校における実業教育が厳しく批判され、別の産業教育機関が設けられるなどとともに、学校教育の改善が試みられた時代

戦時下では、我が国の産業が戦時体制に切り替えられ、教育もまたこれに即応するように刷新され、産業教育は一面には盛んになったが、一面には商業教育のように不振になった時代

### 戦後以降

#### ○ 昭和22年（1947年）「教育基本法」「学校教育法」公布

- ・旧制の大学、高等学校、専門学校、高等師範学校、女子高等師範学校、師範学校、青年師範学校などの高等教育機関をすべて單一な4年制の新制大学に再編  
大学：大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的
- ・旧制専門学校の中に整備が遅れ新制大学への切替えが見込まれない者があったため、暫定措置として短期大学制度を発足（25年）
- ・実業教育費国庫補助法を廃止し、「産業教育振興法」が成立（26年）
- ・「専科大学」の創設を内容とする学校教育法の改正法案が国会に提出されたが、成立せず（33年）
- ・国民所得倍増計画の策定に伴い、技術者養成の要望の高まりから、工業教育を主体とする高等専門学校を創設（36年）
- ・暫定的な制度であった短期大学を恒久的制度に改正（39年）
- ・各種学校は、戦後、主として職業、家政その他実際生活に必要な知識・技術を修得させることを目的とする実用的・専門的な教育機関として発展。その後、専修学校制度が創設（51年）

（参考文献）「学制百年史」「産業教育百年史」（文部省）

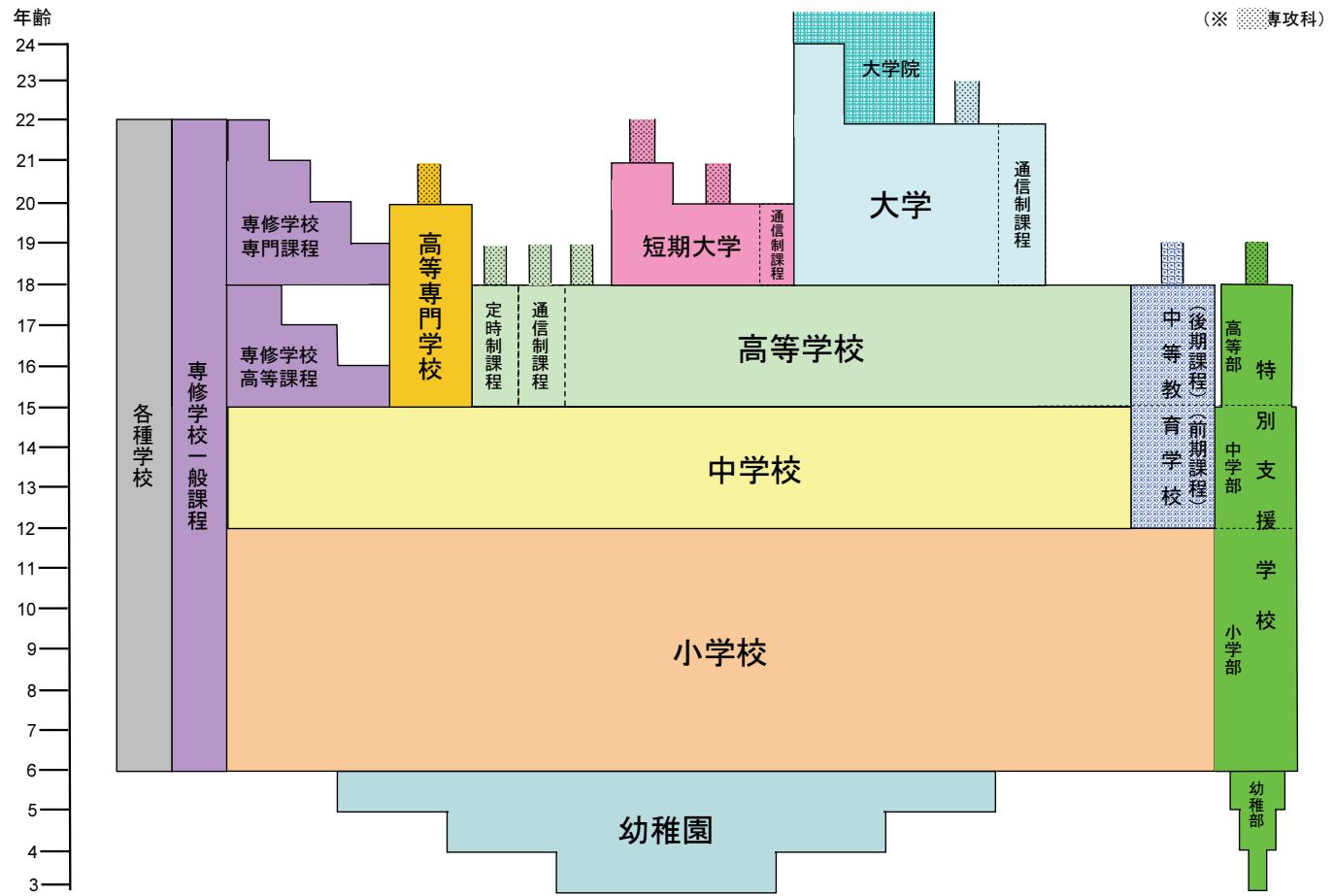
（参考1）旧制学校時の設置者別学校種別学校数

	中等教育			高等教育			各種学校	
	中学校	高等女学校	実業学校	実業補習学校	高等学校	専門学校	大学	
明治 16	173	7	22		64	1	1,275	
	1	1			2	1		
	166	6	11		33		47	
	6				29			1,228
			11					
明治 36	249	91	237	1,349	8	47	2	1,986
	1	1	1	1	8	15	2	
	209	82	220	1,284	4			678
	39	8	16	64		28		1,308
大正 12	468	685	745	14,975	25	121	31	1,694
	2	3	2	4	23	40	11	
	375	544	654	14,873	6	4		450
	91	138	89	98	2	75	16	1,244
昭和 8	554	975	1041	15,140	32	171	45	1,950
	2	3	1	3	25	50	18	
	434	730	748	15,077	3	11	2	157
	118	242	293	60	4	110	25	1,793

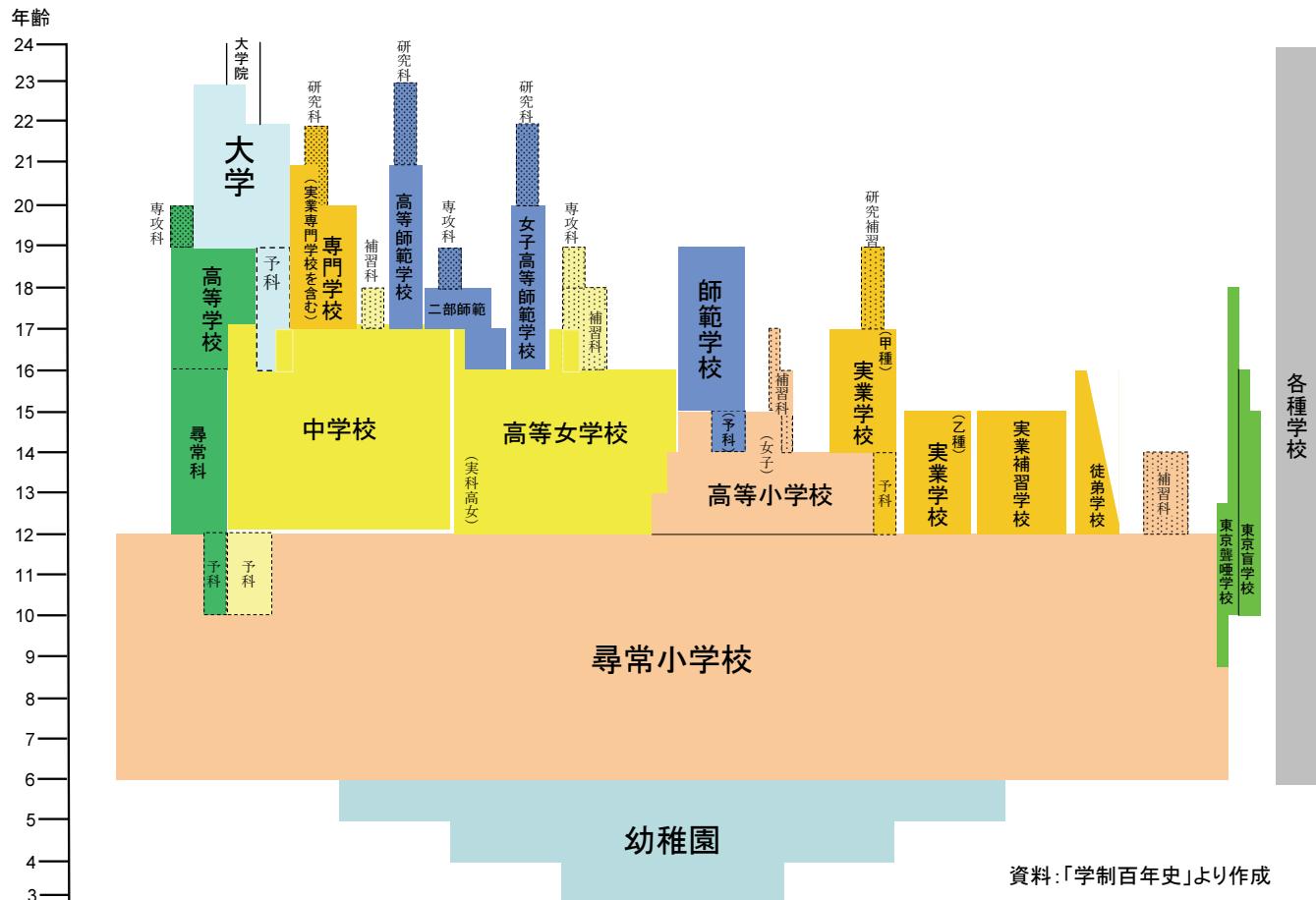
（参考2）旧制学校時の設置者別学校種別在学者数

	中等教育				高等教育			各種学校
	中学校	高等女学校	実業学校	実業補習学校	高等学校	専門学校	大学	
明治 16	14,763	450	743				7,148	58,279
	219	101					382	1,650
	13,929	349	354				3,321	2,664
	615		389				3,445	55,615
明治 36	98,000	25,719	31,160	60,823	5,074	22,445	4,543	114,677
	339	333	128	207	5,074	6,799	4,543	
	81,941	22,813	28,247	57,376		1,468		25,124
	15,720	2,573	2,785	3,245		14,178		89,553
大正 12	246,739	239,401	179,860	1,024,774	13,734	54,233	38,731	209,885
	854	1,272	148	736	13,379	15,320	15,149	
	104,432	182,374	147,748	1,018,712		1,768	1,638	24,690
	54,154	55,755	31,964	5326	355	37,145	21,944	185,195
昭和 8	327,261	371,807	316,845	1,271,530	20,300	90,262	70,893	209,674
	974	1,271	169	580	15,689	23,064	27,901	
	272,649	278,384	222,761	1,263,028	2,262	3,396	1,432	12,889
	53,638	92,152	93,915	7,922	2,349	63,802	41,560	196,785

## 日本の学校系統



# 大正8年の学校系統



## 各学校種の主な制度

	高等学校	専修学校	高等専門学校	短期大学	大学
目的	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと	職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること	深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること
入学資格	中学校等を卒業した者等	高等課程: 中学校等を卒業した者等 専門課程: 高等学校等を卒業した者等	中学校等を卒業した者等	高等学校等を卒業した者等	
修業年限	3年 (定時制・通信制:3年以上)	1年以上	5年 (商船:5年6月)	2年又は3年	4年 (医・歯・薬・獣医:6年)
卒業・修了要件	74単位以上	1年以上在学 年間授業時数800時間以上 (大学に編入入学できる専門課程:2年以上、1700時間以上) (専門士の称号を得られる専門課程:2年以上、1700時間以上) (高度専門士の称号を得られる専門課程:4年以上、3400時間以上)	167単位以上 (うち一般科目75単位以上、専門科目82単位以上)	2年以上在学、62単位以上 (修業年限3年の短大:3年以上在学、93単位以上)	4年以上在学、124単位以上 (医・歯:6年以上、188単位以上) (薬学:6年以上、186単位(うち実習20単位以上)以上) (獣医:6年以上、182単位以上)
教職員	置くべき職員: 校長、教頭、教諭、事務職員 置くことのできる職員: 副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭等	置くべき職員: 校長、相当数の教員	置くべき職員: 校長、教授、准教授、助教、助手、事務職員 置くことのできる職員: 講師、技術職員等	置くべき職員: 学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員 置くことのできる職員: 副学長、学部長、講師、技術職員等	
設置者	国、地方公共団体、学校法人	国、地方公共団体の他、次に該当する者 ・専修学校経営に必要な経済的基礎 ・専修学校経営に必要な知識・経験 ・社会的信望	国、地方公共団体、学校法人		
設置認可	市町村立:都道府県教育委員会 私立:都道府県知事		文部科学大臣		

# 後期中等教育、高等教育機関の学校数、学生・生徒数等の状況

	学校数(比率)	学生・生徒数(比率)	国公私比率(学校数)			分野別比率
			国立	公立	私立	
高等学校	5,116	3,360,101	0.3% (15)	73.9% (3,780)	25.8% (1,321)	
普通科	3,928 (一)	2,430,528 (72.3%)	—	—	—	普通科72.3% 農業2.6% 工業7.9% 商業6.6% 水産0.3% 家庭1.3% 看護0.4% 情報0.1% 福祉0.3% 総合学科5.1% その他3.1%
専門学科	2,149 (一)	757,473 (22.5%)	—	—	—	
総合学科	338 (一)	172,100 (5.1%)	—	—	—	
高等専修学校 (専修学校高等課程)	488	38,349	1.0% (5)	1.4% (7)	97.5% (476)	工業11.6% 農業0.02% 医療35.3% 衛生14.8% 教育・社会福祉2.6% 商業実務18.8% 服飾・家政8.4% 文化・教養8.5%
専門学校 (専修学校専門課程)	2,904	564,640	0.3% (10)	6.9% (200)	92.8% (2694)	工業13.4% 農業0.8% 医療34.4% 衛生12.4% 教育・社会福祉6.7% 商業実務10.3% 服飾・家政3.1% 文化・教養18.8%
高等専門学校	58	55,827	87.9% (51)	6.9% (4)	5.2% (3)	商船学科2.0% 工業学科96.6% その他(情報デザイン学科、コミュニケーション情報学科、国際流通学科、経営情報学科、国際ビジネス学科)1.4%
短期大学	395	149,633	0.0% (0)	6.6% (26)	93.4% 369	人文科学11.8% 社会科学11.9% 教養1.4% 工業3.0% 農業0.9% 保健8.3% 家政20.1% 教育30.4% 芸術4.1% その他8.0%
大学	778	2,559,191	11.1% (86)	12.2% (95)	76.7% (597)	人文科学15.2% 社会科学34.9% 理学3.2% 工学15.7% 農学3.0% 医・歯学2.5% 薬学2.4% 看護2.1% その他保健2.8% 家政2.7% 教育6.5% 芸術2.8% その他6.2%
専門職大学院	128	23,191	35.2% (45)	4.7% (6)	60.2% (77)	人文科学1.1% 社会科学84.7% 工学1.5% 医・歯学0.9% 教育7.2% その他4.7%

※通信教育については含まない。

※高等学校は、複数の学科を併置する学校があるため、高等学校の学科数は各学科の学校数の総計と異なる。

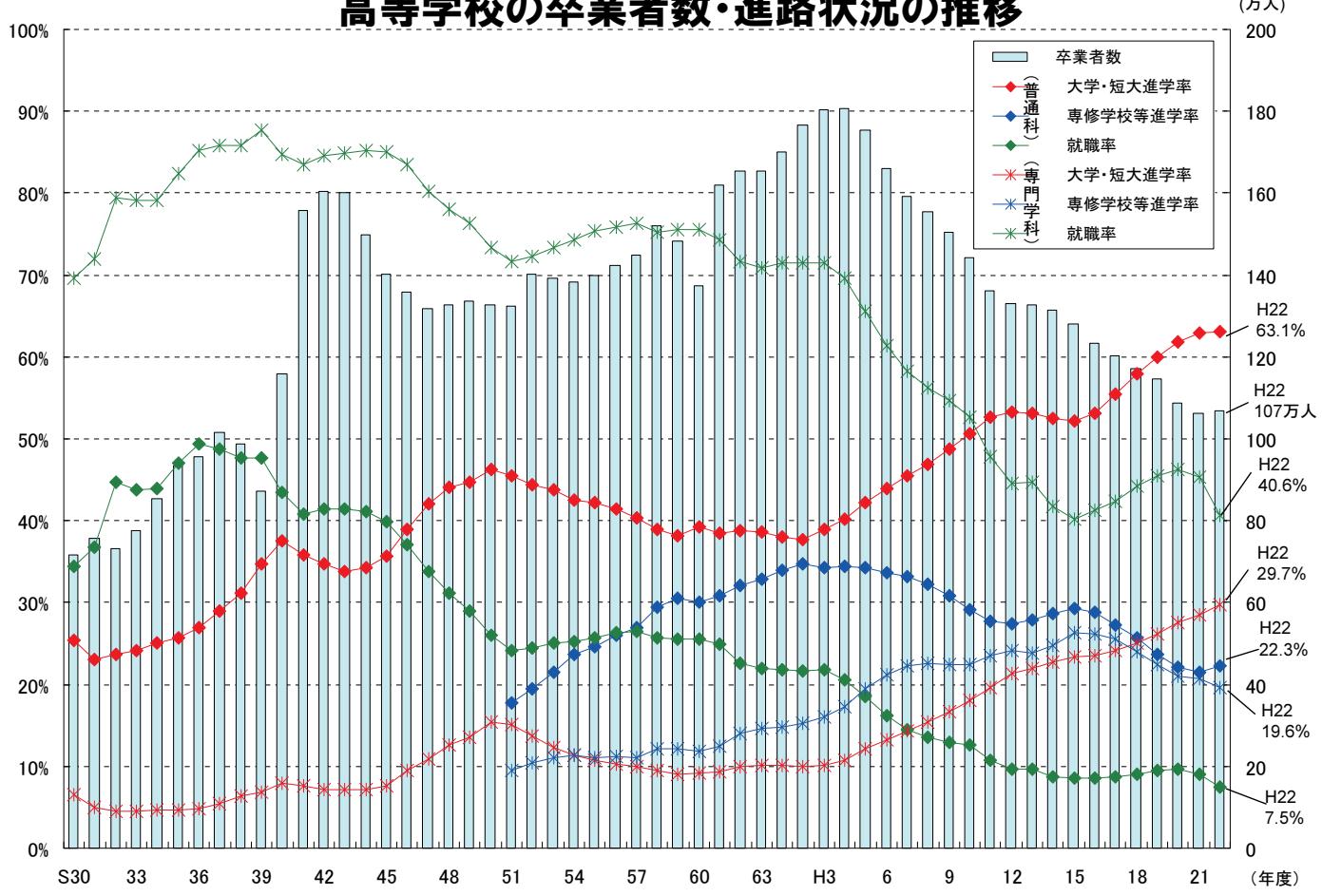
※学生・生徒数については本科、学部のみ。

※国公私比率は学校数ベース、分野別比率は学生・生徒数ベース。

※専門職大学院の学校数は、大学の内数。

資料：文部科学省「学校基本調査」

## 高等学校の卒業者数・進路状況の推移



資料：文部科学省「学校基本調査」

# 大学・短期大学・高等専門学校の制度創設の経緯

昭和  
22年

学校教育法の制定により、旧制の学校制度における、大学、高等学校、専門学校、高等師範学校などの諸機関を、四年制の新制大学に一本化した。

昭和  
24年

新制大学への切り替えに際し、旧制の専門学校の一部は、教員組織、施設・設備等が不十分であるため、四年制大学へ転換できなかつた。旧制の専門学校をそのまま存続させることはできなかつたため、学校教育法の一部改正により、暫定措置として、修業年限二年又は三年の大学を設け、これを短期大学と称することとした。

## 中央教育審議会「短期大学制度の改善についての答申」（抄）（昭和31年12月）

- ① 短期大学制度を恒久的な制度とし、高等学校教育の基礎の上に、主として職業又は実際生活について専門の学芸を教授研究する機関とする。
- ② 一貫して充実した専門教育を授けるため、必要な場合は、高等学校の課程を包含する短期大学（あるいはその他の名称）を認める。
- ③ 短期大学は、専門教育を行う完成教育機関であつて、四年制大学とは別個のものであり、したがつてその目的・性格は異なるものであつて、これに関する規定を設ける場合も両者を明確に区別する必要がある。

## 中央教育審議会「科学技術教育の振興方策について（答申）」（抄）（昭和32年11月）

今日、産業界において、旧制工業専門学校の卒業者に相当する技術者の要望が強いが、現在、理工系の短期大学は、数も少なく内容もふじゅうぶんで、科学技術教育の面で大きな寄与をしているとはいひ難い。我が国においては、大企業と並んで中・小企業も大きな部分を占めているので、このような技術者の養成は急務と思われる。そのためには、さきに答申したとおり、次の処置が必要である。

- ① 短期大学の目的、性格を明らかにし、その制度および内容の改善を図ること。
- ② 短期大学と高等学校を合わせた五年制又は六年制の技術専門の学校を早急に設けること。」

昭和  
36年

学校教育法の一部改正により、大学とは別の高等教育機関として、修業年限を五年とする「高等専門学校」制度を創設。

- ① 「研究」を学校の目的としないことで、大学との違いを明確化

（※ただし、設置基準において、研究に関する努力規定を置いている）

- ② 「実際生活に必要な能力の育成」を目的としないことで、専門職業教育機関であることを明確化

（※ただし、設置基準において、技術者としての専門教育のみでなく、社会人として必要な教養としての一般教育を行うこととされている）

昭和  
39年

暫定的な制度として発足した短期大学について、

- ① 四年制大学に比し、保護者や学生の経済的負担を軽減する
- ② 短期間における実際的な専門職業教育を施す
- ③ 特に、女子の高等教育の場として適切である

ことなどから、高等教育機関として独自の重要な地位と役割を占めるに至ったことを受け、学校教育法の一部改正により、短期大学制度を恒久化。

# 専修学校の制度創設の経緯

昭和  
22年

明治時代から、様々な分野において教育の普及と発展に貢献してきた各種学校について、学校教育法の制定により、「第一條に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うものは、これを各種学校とする。」として位置付け。

## 中央教育審議会「私立学校教育の振興についての答申」（抄）（昭和30年9月）

各種学校については、その学校数および種類がきわめて多く、質的にも千差万別の現状であるので、これが実態をすみやかに調査し、本制度の健全なる発達について今後じゅうぶん検討を行うこと。

## 中央教育審議会「後期中等教育の拡充整備について（答申）」（抄）（昭和41年10月）

- ① 各種学校の健全な発展とこれに対する指導育成の基礎を固めるため、その目的・性格を明らかにする。
- ② 各種学校のうち後期中等教育段階の青少年を対象とする課程については、必要な基準を整備し、各種学校としての特色を生かしながら全般的な水準の維持向上を図る。この場合、その卒業者が、できるかぎり各種の職業上その他の資格を取得できるよう配慮する。
- ③ 前項の課程において充実した教育が行なわれるよう必要な奨励措置を講ずる。

### 当時の各種学校制度の課題

規模・水準等において、きわめて多様な内容をもつものを「学校教育に類する教育を行うもの」として一括して取り扱っており、その教育の適切な振興を図る上で困難な点があった。

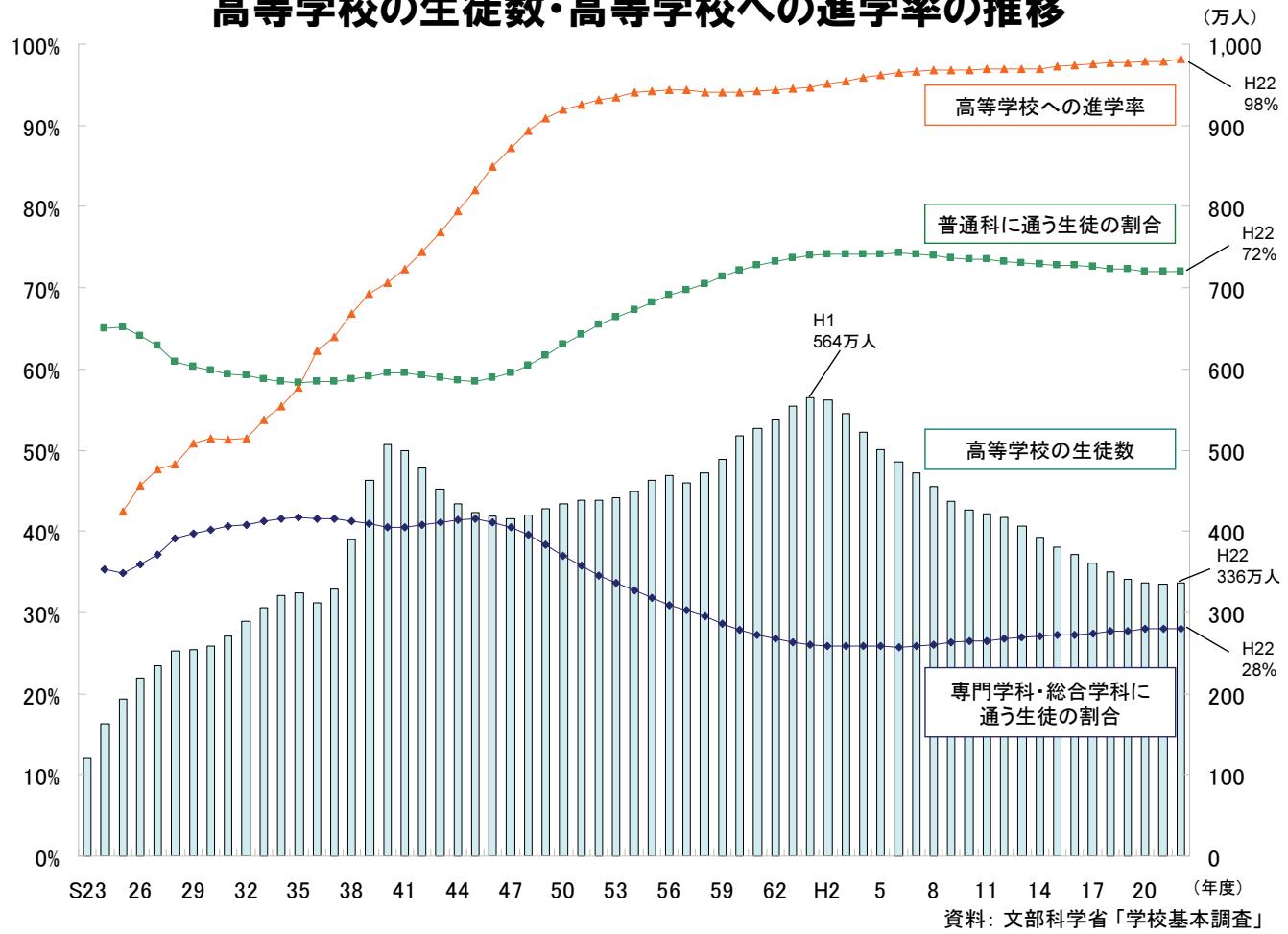
昭和  
50年

学校教育法の一部改正により、専修学校制度を創設。従来の各種学校のうち一定の規模、水準を有する、組織的な教育を行うものを専修学校として位置づけ、その教育の振興を図ることとした。

### 専修学校制度の創設の趣旨

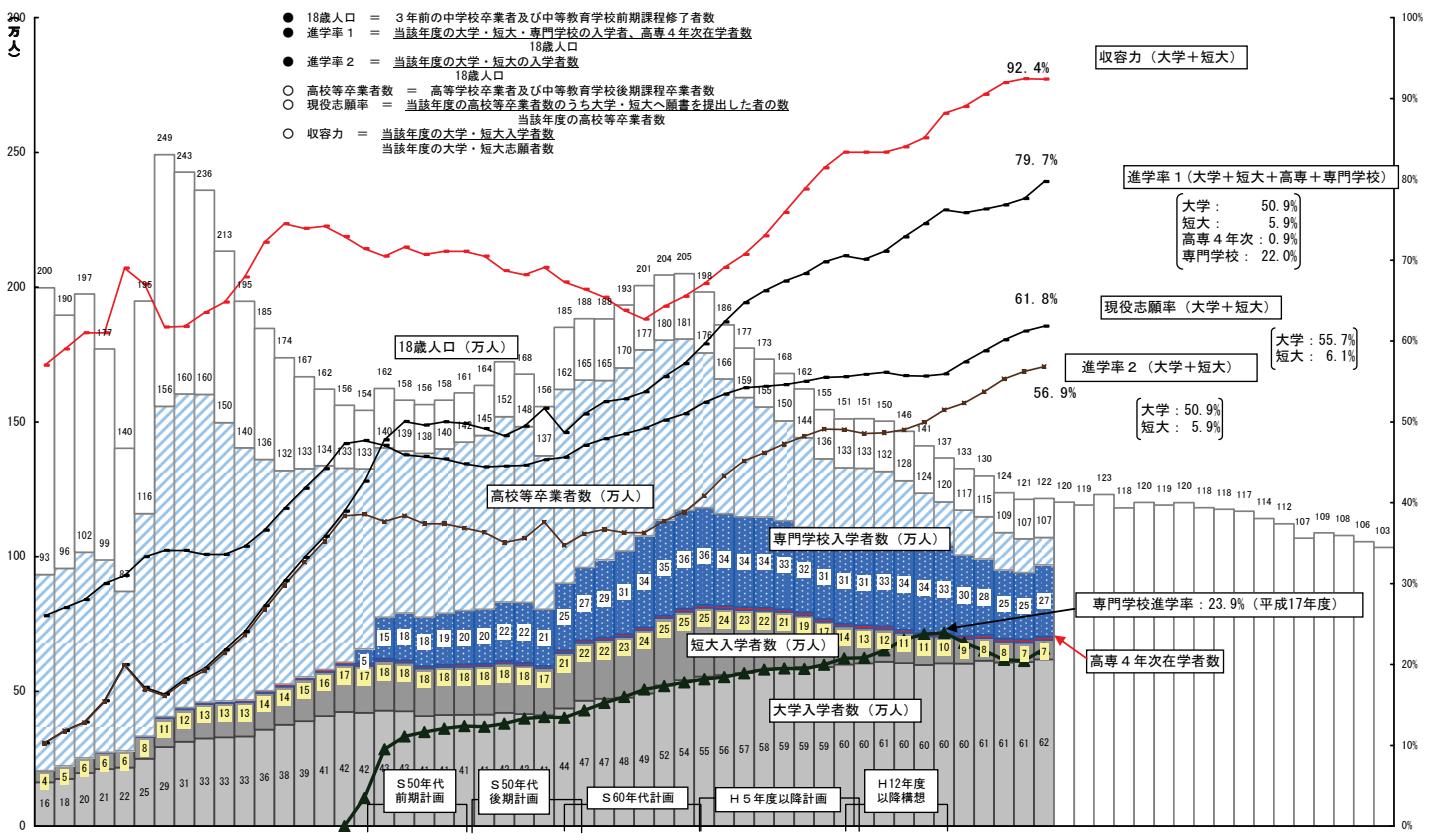
- ① 目的の明確化：職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的)
- ② 範囲の明確化：修業年限(1年以上)、授業時数(政令で定める時数)、生徒数(常時40人以上)を基準
- ③ 継続教育を行う類型の明確化：一般課程のほかに、高等課程・専門課程を設ける
- ④ 設置者、設置基準、教員資格等に関する規定の整備

# 高等学校の生徒数・高等学校への進学率の推移



資料：文部科学省「学校基本調査」

# 18歳人口及び高等教育機関への入学者数・進学率等の推移

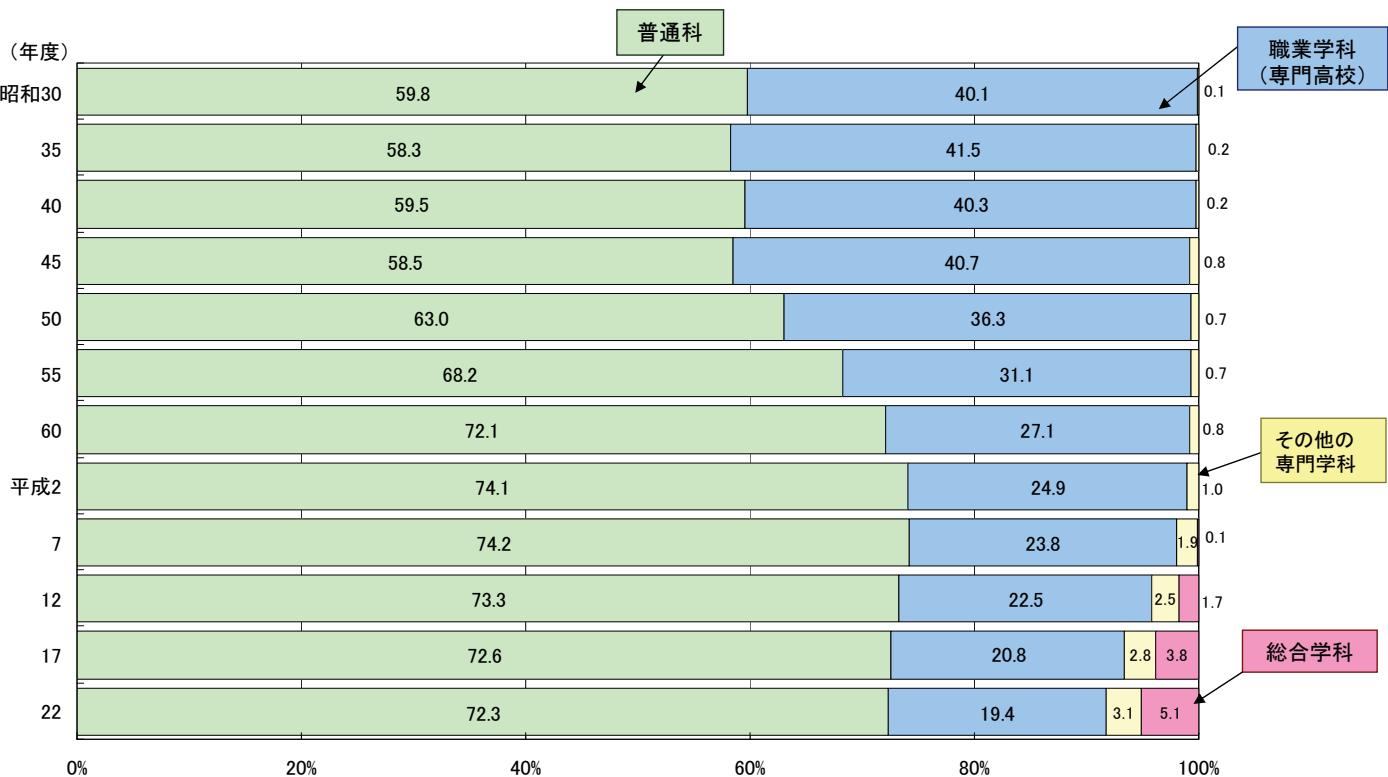


\* 大学・短大・専門学校の入学者、高専4年次在学者数には、18歳以外の者も含まれている。

資料：文部科学省「学校基本調査報告書」等に基づき、文部科学省が作成  
 — 140 —

# 高等学校の学科別生徒数の構成割合の推移

職業学科の比率は年々減少。普通科は最近20年間、ほぼ一定（約7割）で推移

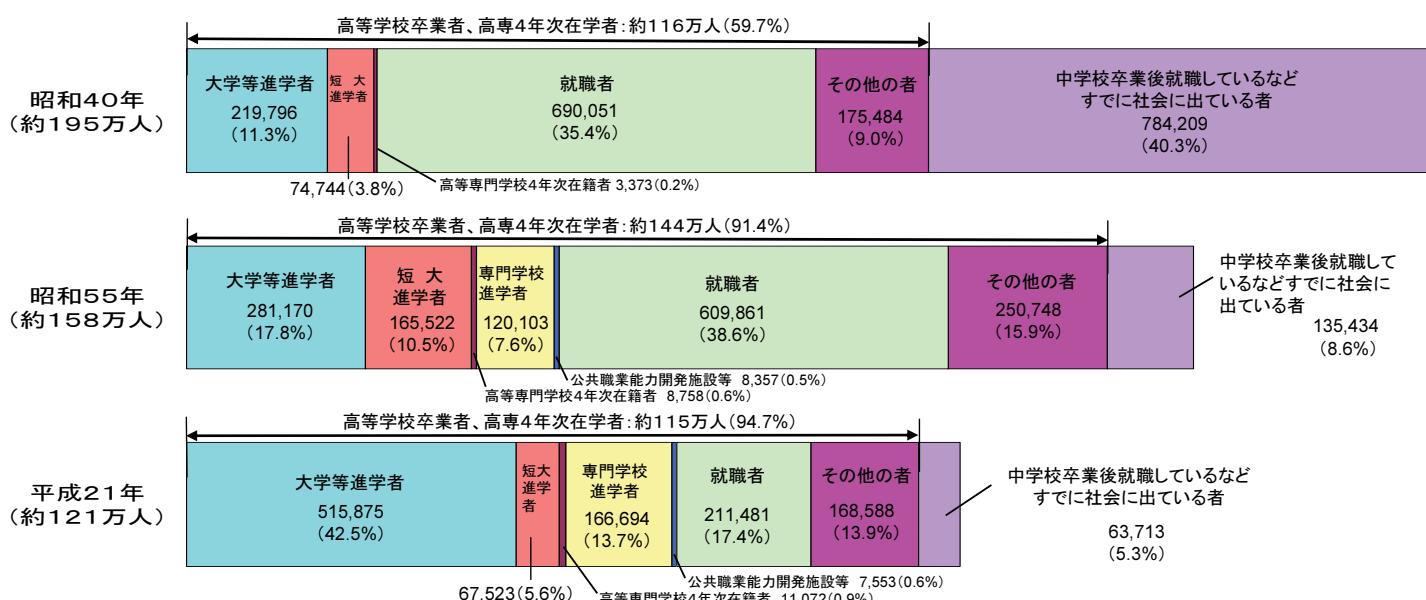


※総合学科は平成6年度より導入。「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

資料：文部科学省「学校基本調査」

## 18歳人口の分布図の推移(推計)

昭和40年から平成21年にかけて、18歳人口のうち、高等学校卒業者の割合は約6割から9割超に増加。また、後期中等教育修了後に進学する者の割合は約15%から60%超に増加



＜昭和40年について＞

※ 高等学校卒業者には、盲学校・聾学校・養護学校高等部卒業者を含む。

※ 「進学者」には、「就職進学者」(就職しながら進学した者)を含む。

※ 「その他の者」とは、「無業者」(進学も就職もしていない者)各種学校進学者を含む。)と「その他」の計。

※ 盲学校・聾学校・養護学校高等部卒業者については、進路に関するデータが存在しないため、「その他の者」に含んでいる。

・ 18歳人口は、3年前の中学校卒業者・中等教育学校前期課程修了者数としている。

＜昭和55年について＞

※ 高等学校卒業者には、盲学校・聾学校・養護学校高等部の卒業者、専修学校高等課程の修了者を含む。

※ 「専修学校(その他の課程)等入学者」「無業者」等は、「その他の者」に含んでいる。

※ 専修学校高等課程修了者の就職者以外は「その他の者」に含む。

＜平成21年について＞

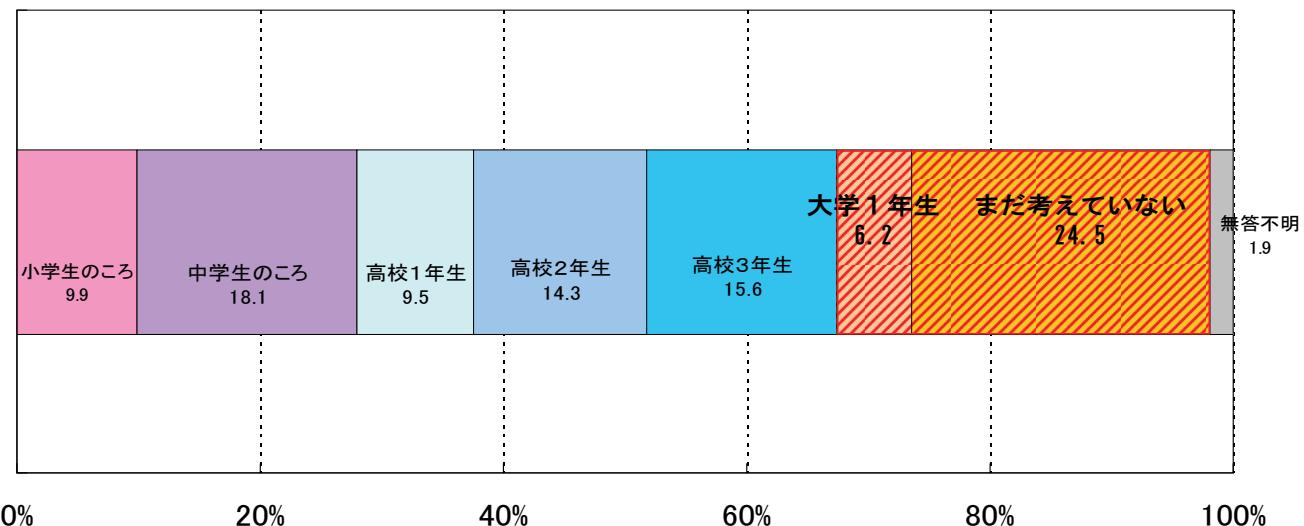
※ 高等学校卒業者には、中等教育学校・特別支援学校高等部の卒業者、専修学校高等課程の修了者を含む。

※ 「専修学校(一般課程)等入学者」「一時的な仕事に就いた者」等は、「その他の者」に含んでいる。

資料：文部科学省「学校基本調査」等

## 大学1年生が職業を意識した時期

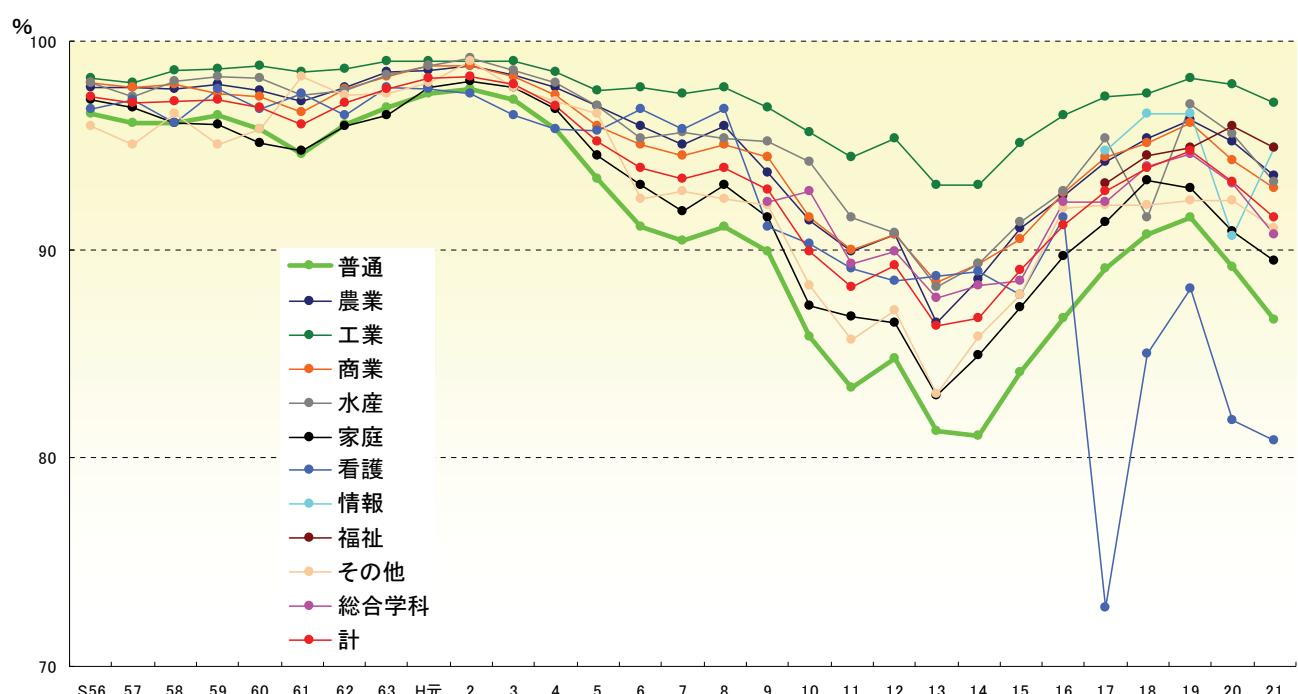
約31%が高等学校卒業以前に職業を意識したことがないと回答



資料：Benesse教育研究開発センター「平成17年度 経済産業省委託調査 進路選択に関する振返り調査 -大学生を対象として-」

## 新規高等学校卒業者の学科別就職状況の推移(各年度3月末時点)

普通科の就職状況は、他の学科と比べて厳しい状況に置かれているのが最近の傾向



資料：文部科学省「高等学校卒業者の就職状況に関する調査」